

第2次ながおか男女共同参画基本計画

平成24年3月策定

平成29年3月改訂

長岡市

< 目次 >

第1部 計画の総論	・ ・ ・ 1
1 計画策定の背景	
(1) 1次基本計画策定後の主な動き 長岡市および世界・国・県の動き	・ ・ ・ 2
(2) 1次基本計画の主な取り組みと成果	・ ・ ・ 5
(3) 2次基本計画のこれまでの主な取り組みと成果	・ ・ ・ 7
(4) 現状と課題	・ ・ ・ 8
① 社会情勢の変化	
② 市民意識調査などから見る現状と課題	・ ・ ・ 9
2 基本的な考え方	
(1) 策定の目的	・ ・ ・ 18
(2) めざすまちづくりと基本理念	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の位置づけ	・ ・ ・ 19
(5) 計画の目標	
(6) 計画の体系	・ ・ ・ 20
第2部 計画の各論	・ ・ ・ 21
1 基本目標と推進方向	
(1) 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	・ ・ ・ 22
(2) あらゆる分野における仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の普及を図る	・ ・ ・ 27
(3) 配偶者などからの暴力を根絶する 【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	・ ・ ・ 31
(4) 男女共同参画の推進体制を充実する	・ ・ ・ 34
2 指標	・ ・ ・ 36
(1) 「社会全体の男女が平等であると思う人」の割合を高める	
(2) 「政策方針決定への女性の参画」の割合を高める	
(3) 「固定的な性別役割分担意識に否定的な人」の割合を高める	
(4) 「仕事と生活の調和を実現している人」の割合を高める	
(5) 「DV相談窓口を知らない人」の割合を減らす	
参考資料	・ ・ ・ 37

第 1 部 計画の総論

1 計画策定の背景

(1) 1次基本計画策定後の主な動き

長岡市では平成13年3月、男女平等と共同参画をめざしたまちづくりを基本理念として、「ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「1次基本計画」という。）を策定しました。

同年10月、計画を推進する拠点としてながおか市民センター内に「男女平等推進センターウィルながおか」（以下、「ウィルながおか」という。）を開設し、以来ウィルながおかでは、意識啓発や学習機会の提供などに努めるとともに市民団体と協働しながら、さまざまな施策を推進してきました。

平成18年には、1次基本計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを考慮し、後期行動計画を策定しました。

平成22年12月、長年の課題であった長岡市男女共同参画社会基本条例（以下、「条例」という。）を制定し、翌年の平成23年4月1日に施行しました。

こうした中、1次基本計画の計画期間が平成23年度に終了したため、平成24年3月に条例に基づいた第2次ながおか男女共同参画基本計画（以下、「2次基本計画」という。）を策定しました。

1次基本計画を策定した平成13年度以降の男女共同参画をめぐる主な動きについては、次のとおりです。

① 国際的な動き

日本の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと連動して行われてきました。

平成28年3月、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向けた取り組みに対する総括所見が公表されました。

この総括所見の中で、法整備などによる取り組みを評価する一方、性別で役割を固定的に捉える意識の解消をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を含む女性に対する暴力への取り組み、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（以下、「ワーク・ライフ・バランス」という。）の推進などを履行するよう勧告されました。

② 国の動き

◆ あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性の力は企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）に「女性の活躍推進」が盛り込まれるなど、女性の活躍が国の成長戦略の柱の一つに位置付けられ、様々な取り組みが進められています。

また、職業生活における女性の活躍を一層推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年に制定され、事業主

行動計画の策定などが盛り込まれました。

平成 27 年 12 月に決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」でも「強調する視点」として「あらゆる分野における女性の活躍」が掲げられ、男性中心型労働慣行を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる分野における施策を充実させるとしています。

◆ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

平成 13 年、配偶者からの暴力防止と被害者を支援するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）を制定しました。

平成 19 年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命などに対する脅迫にまで拡充し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下、「DV防止基本計画」という。）の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

平成 24 年の改正では、法の対象を交際中の男女間の暴力にも拡大しました。

◆ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

平成 17 年、第 2 次男女共同参画基本計画を策定し、「2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」という目標を明記しました。

翌年の平成 18 年には、男女雇用機会均等法が改正され、性別による差別禁止の拡大や妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。

第 3 次男女共同参画基本計画及び第 4 次男女共同参画基本計画でも引き続きこの目標が掲げられました。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成 19 年、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章と、これを推進するための行動指針が策定されました。

翌年の平成 20 年に、次世代育成支援対策推進法が改正され、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを進めるため、一般事業主行動計画の策定と届出義務の対象が 301 人以上から 101 人以上の企業に拡大されました。同法は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、10 年間延長されました。

さらに平成 21 年、育児・介護休業法が改正され、短時間勤務制度の義務化や父親の育児休業取得促進策などの整備がされました。平成 29 年 1 月の改正では、多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度や仕事と介護の両立を可能とするための制度等が整備されました。

③ 新潟県の動き

平成 13 年 3 月、男女共同参画社会基本法に基づく「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成 14 年「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行するとともに、新潟ユニゾンプラザ内に男女平等推進相談室を開設するなど、総合的な施策を推

進してきました。

平成 18 年、条例に基づいた男女平等推進プランを策定し、意識啓発はもとより、地域、職場などで日ごろの具体的、実践的な取り組みを通じて男女平等社会の実現に向けた施策を推進しています。同プランは平成 25 年及び平成 29 年に改訂され、現在は第 3 次男女平等推進プランとして取り組みが進められています。

また、平成 18 年には「配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」が策定され（平成 21 年及び平成 27 年に改定）、新潟県女性福祉相談所を中心として、関係機関と連携し被害者支援の施策が進められています。

また、平成 19 年には、ワーク・ライフ・バランス宣言を行い、仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境の整備、子育てや家族の介護をしながら働く人々を支援する職場づくりなどの取り組みも実施しています。

(2) 1次基本計画の主な取り組みと成果

男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたることから、総合計画において構想実現のための共通の視点に位置づけ、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、総合的な企画、調整を行ってきました。

学識経験者や市民団体の代表などで構成する長岡市男女共同参画社会づくり推進懇談会に計画の進捗状況報告を行い、計画の実効性を確保するとともに各施策を着実に推進してきました。

1次基本計画では、3つの基本目標に対する5つの推進方向と81事業を設定し、実施してきました。主な取り組みと成果は次のとおりです。

◆ ウィルながおかを中心とした事業の展開

平成13年10月に開設したウィルながおかは、条例に男女共同参画社会の形成に関する施策を実施する拠点として位置付けました。

ウィルながおかは、公募により選任された委員会を設置し、市民協働によるフォーラムや講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、意識啓発と学習機会の提供を行ってきました。市町村合併により市域が広がったことから各地域の男女共同参画を推進するために、平成19年度からフォーラムの一部を合併地域にて開催しています。

また、様々な市民団体から登録してもらい、活動の場の提供や事業の委託など、市民の主体的な活動を支援しました。

さらに、相談室を設置して、女性が抱えるさまざまな悩みについての相談を受け付け、自立に向けた援助を行いました。

◆ 審議会などへの女性登用の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、「審議会等への女性登用推進のための指針」に基づいた取り組みをしてきました。

平成23年の女性委員の比率は27.2%となり、平成19年と比較して1ポイント増加しました。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成19年度から市内の中小企業を対象に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する講演会や、自社の推進プログラムを作成するセミナーなどを実施しました。

また、平成21年度に企業訪問活動を開始し、男女が働きやすい職場環境づくりなどに積極的に取り組む企業を対象に、新潟県のハッピー・パートナー登録企業制度の周知を併せた啓発を行い、市内の登録企業は62社（平成24年2月末現在）となりました。

さらに、平成23年には、企業のトップ同士が情報交換する企業交流会を開催し、トップの意識改革を行いました。

◆ DV防止と被害者支援の取り組み

平成15年、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための支援を掲げ、関係機関や民間団体などで構成する長岡市DV防止ネットワークを構築しました。そして、医療機関から第一報があれば、どこに相談しても適切な対応ができるよう、医療関係者のためのDV発見対応マニュアルを作成し、個別のケースに応じた検討会議を開催するなどの連携を強化しました。

また、DV相談機関などを記載した相談カードやパンフレットを発行し、情報提供と意識啓発を行いました。

さらに、平成23年4月には、これまで2ヶ所に分かれていた本市の配偶者からの暴力の相談窓口を、ウィルながおかに統合しました。

◆ 市の推進体制の充実

平成22年12月、条例を制定して、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に実施することを明記しました。

条例には、本市が実施する施策に対する苦情への対応と、施策を効果的に促進する上で必要な事項を審議する長岡市男女共同参画審議会の設置などを規定しました。

そして、平成23年8月、学識経験者、事業者、市民団体代表、公募に応じた市民などで構成する長岡市男女共同参画審議会を設置し、1次基本計画の評価や2次基本計画の策定に向けた現状と課題などについて審議しました。

◆ 取り組みの成果

「社会全体では男性が優遇されている」と感じている人が依然として多いものの、平成21年度総合計画まちづくりアンケートで、家庭や職場、学校などでの男女の地位は平等だと思う人の割合が、1次基本計画策定時に比べて約12ポイント増加しました。

また、「夫は外で仕事、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定的に捉える意識に否定的な考えの人の割合は、平成22年度男女共同参画に関する意識調査では67.6%となり、前回調査の平成19年度45.8%に比べて約20ポイント増加し、意識の面での男女平等感が徐々に浸透しつつあります。

さらに、ウィルながおかは、意識啓発や学習機会の提供をはじめ、市民や地域が抱える課題の解決に向けた実践を市民と協働して実施し、市民協働によるまちづくりを推進しました。

(3) 2次基本計画のこれまでの主な取り組みと成果

1次基本計画の終了をうけ策定した2次基本計画では、4つの基本目標に対する10の推進方向と70事業を設定しました。計画の推進状況は「長岡市男女共同参画審議会」で公表することにより実効性を持たせるとともに計画の着実な推進を図りました。

また、平成28年策定の「長岡市総合計画」では、男女共同参画の推進が引き続き施策の柱として位置づけられました。

平成24年度から28年度までの前期計画期間における主な取り組みと成果は次のとおりです。

◆ 男女平等の実現に向けた社会環境の整備

男女平等推進センター「ウィルながおか」は、条例に定められた男女共同参画施策の実施拠点として、市民との協働で「ウィルながおかフォーラム」や講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、意識啓発と学習機会の提供を実施しました。

また、審議会などへの女性の参画を推進するため、女性委員のいない審議会の解消を進めるなど全庁的な取組を行った結果、平成27年度に30.8%となり、本計画で目標値として定めた30%を初めて達成しました。また、女性の農業委員が初めて誕生するなど、さまざまな分野で女性の参画が進みました。

◆ あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

ワーク・ライフ・バランスの普及を図るため、企業、労働者及び行政が協力して意識啓発セミナーや市内企業の取組事例紹介などを行いました。また、働きやすい職場環境づくりを推進するためにマニュアルを作成し、専門相談員の設置や無料のコンサルティング支援を行うほか、県の「ハッピー・パートナー企業」の登録拡大を推進するなどの取り組みを進めました。

また、子育ての駅の整備や児童クラブの充実、多様な保育サービスの実施など子育て支援体制の整備・充実が進みました。

◆ 配偶者などからの暴力の根絶

平成24年にDV相談の専門窓口である「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談から保護、自立まで切れ目のない支援を行う体制を整備しました。センターの運営にあたっては、DV被害者支援を行うNPOや医師会、弁護士会、警察等の関係機関との連携のほか、庁内の関係課ともDVに対する共通理解を深め、連携して被害者支援を行いました。

その結果、市に寄せられたDV相談件数は、計画策定前（平成23年度）541件から27年度は911件と大きく増加し、本計画の指標である「DV相談窓口を知らない人の割合」が11.7%と目標の10%に近づくなどDV被害者が相談しやすい体制づくりが進みました。

また、高等学校や中学校に相談員が出向いて生徒向けにDVの意識啓発を行う「デートDV出前講座」を実施し、平成24年度から27年度までで延べ2,640人が受講しました。

(4) 現状と課題

男女共同参画社会を形成する上での法律などは整備されてきましたが、家族形態や働き方が多様化しており、仕事と家庭との間で問題を抱える人が多くなってきています。また、少子高齢化により人口が減少し、地域活力が低下するなどの課題にも直面しています。

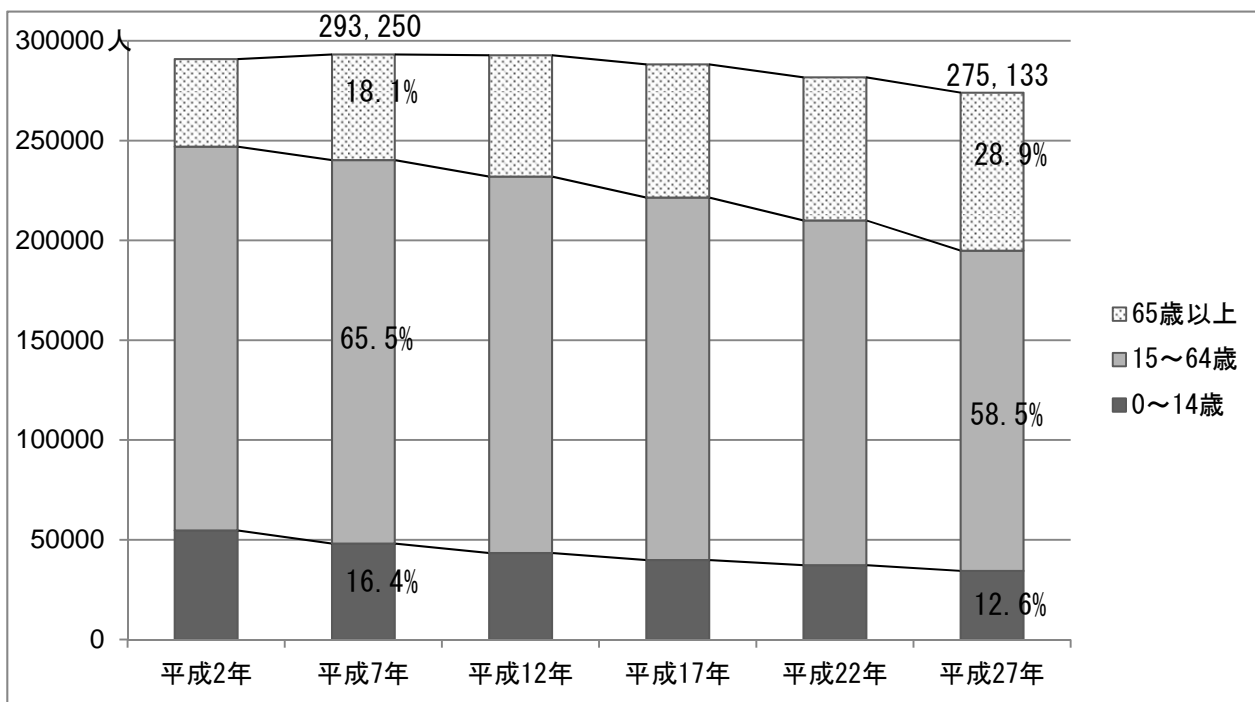
そこで、近年の社会情勢、平成27年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査や総合計画まちづくりアンケートの結果から、本市の現状と課題を明らかにしていきます。

① 社会情勢の変化

本市の人口は平成7年の約29.3万人をピークに、その後は人口減少が続いており、平成27年では約27.5万人となっています。年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。また、高齢者の割合は全国平均を上回っています。（図1，2）

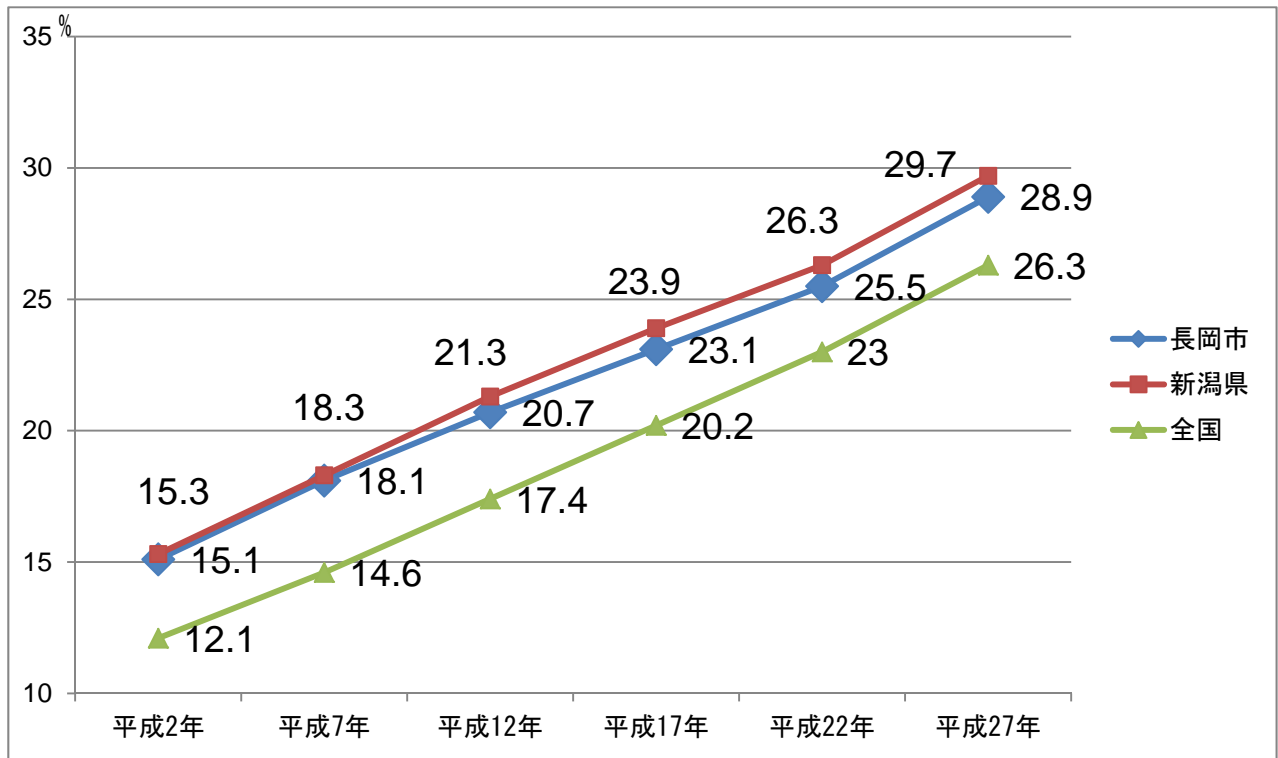
こうした状況から、経済や社会を支える現役世代や、消費者人口の減少により、経済の成長力低下が懸念されており、持続可能なまちづくりが緊急かつ重要な課題となっています。

図1 長岡市の年齢階層別人口の推移



出典：国勢調査（合併市町村分を含む）

図2 高齢者割合の推移（国、新潟県、長岡市）



出典：国勢調査

② 市民意識調査などから見る現状と課題

○ 市民意識調査などの概要

年度	名称	実施時期	対象	回収数（率）
平成27	男女共同参画に関する意識調査	平成27年 10月	無作為抽出による市内在住の満20歳以上の男女3,000人	1,399票 (46.6%)
平成22	男女共同参画に関する意識調査	平成22年 9月	無作為抽出による市内在住の満20歳以上の男女3,000人	1,669票 (55.6%)
平成22	総合計画まちづくりアンケート	平成22年 8月	無作為抽出による市内在住の満20歳以上の男女5,000人	3,058票 (61.2%)

◆ 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合

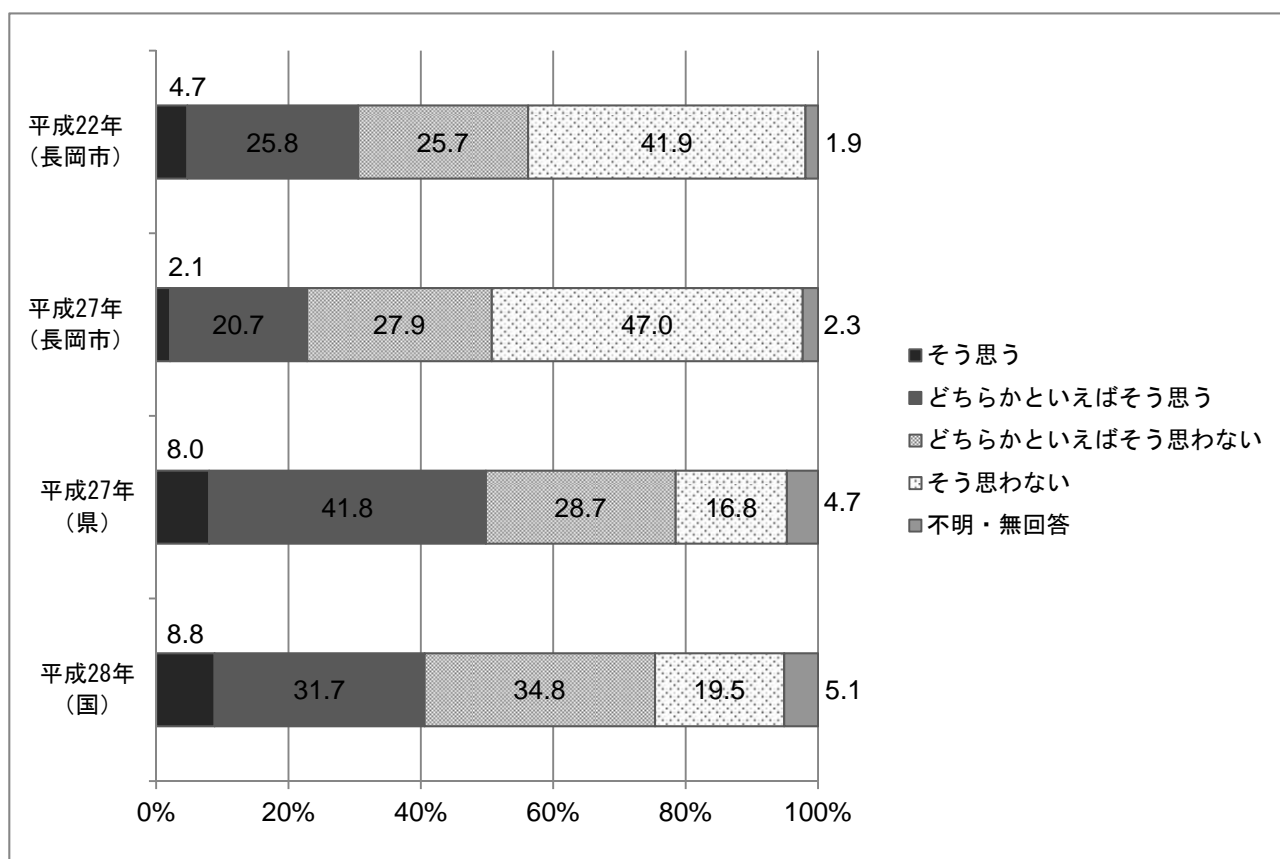
本市は、ウィルながおかを中心に、男女共同参画を推進する意識啓発や学習機会の提供などに取り組んできました。その結果、固定的な性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方）に否定的な人の割合は平成22年度調査67.6%、平成27年度調査74.9%となっています。これは、同時期に行われた国や県の調査より高くなっており、仕事でも家庭でも性別で役割を固定せずに個人の能力を十分に発揮していくべきという意識が高まっています。（図3）

その一方で「社会全体での男女の地位が平等になっていると考える人」の割合は、平成27年度調査 15.5%と平成22年度総合計画まちづくりアンケートと比べ低下しており、社会の様々な分野における男女の平等について、不平等感を持っている人が多くなっています。(図4)

今後は、男性や子ども、若年層などを含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性を学ぶことができる広報・啓発活動が重要です。

図3 固定的な性別役割分担意識 (単一回答)

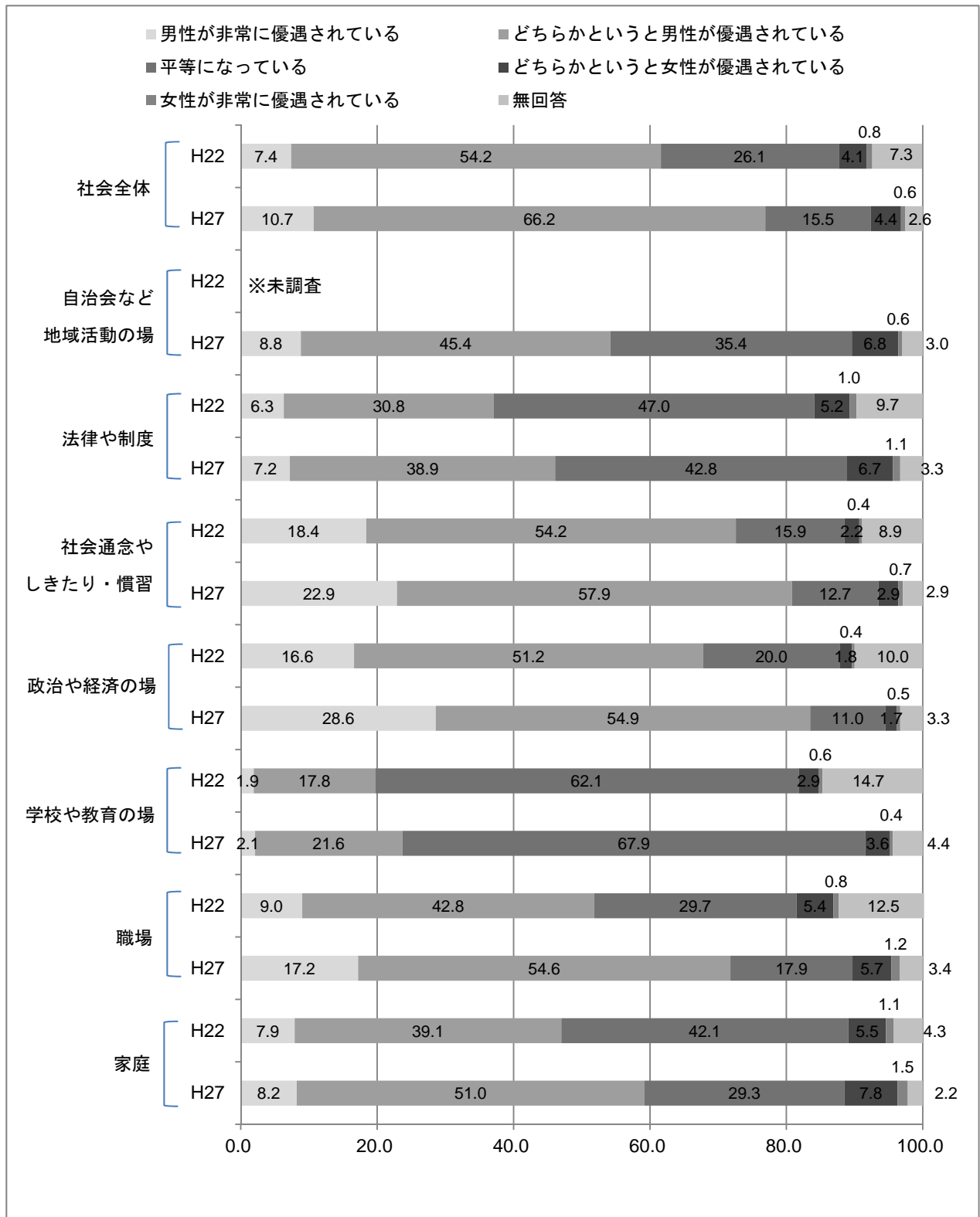
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見について、あなたの考えにもっとも近いものを選んでください。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査
 平成27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査
 平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査

図4 男女の平等感（単一回答）

あなたは、次の分野で、また、社会全体でみた場合に男女の地位は平等になっていると思いますか。次のうち、最も近いものを選んでください。



出典：平成22年度総合計画まちづくりアンケート
平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

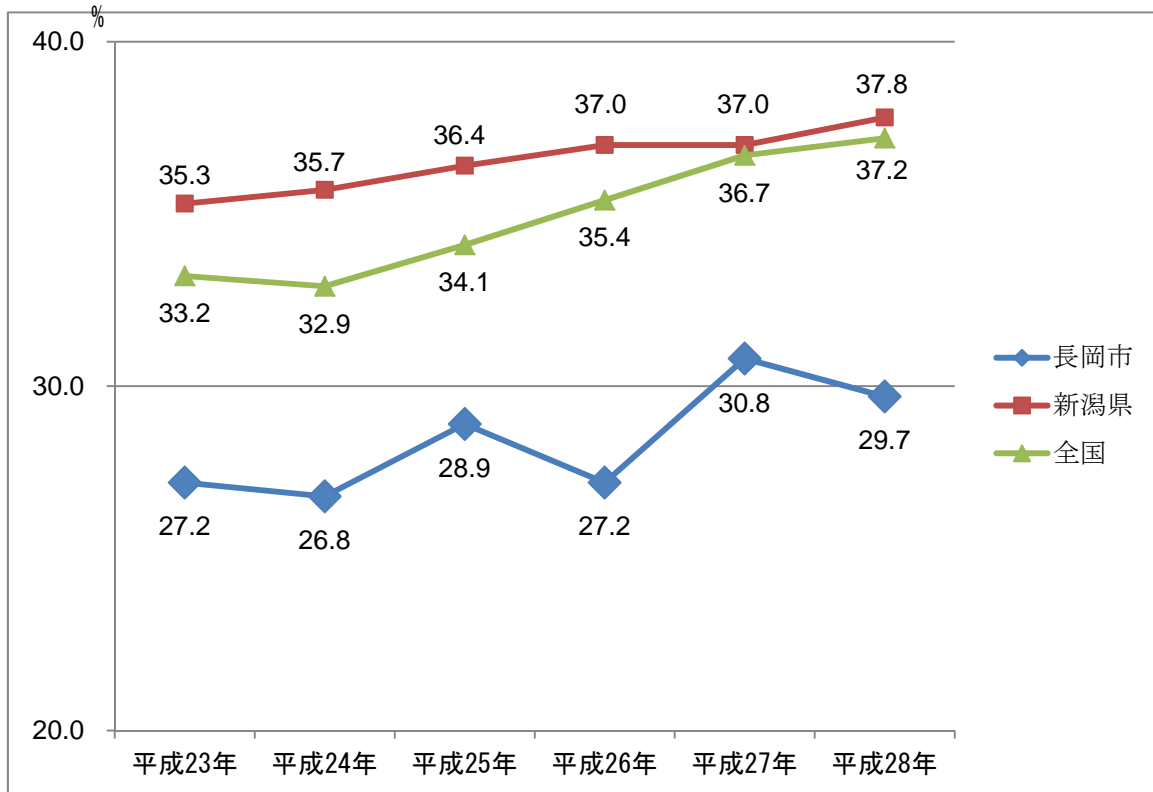
◆ 政策・方針決定の場における女性の参画促進

男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針決定に平等に参画する機会が確保されることが男女共同参画の基本です。

本市の審議会などへの女性登用率については、本計画で30%の目標を定めていますが、平成27年度30.8%と初めて達成しました。翌28年度は減少しましたが、全体としては徐々に登用率が上昇しています。(図5)

今後は、更に登用を進め、条例が規定する男女が均衡する状態に近づくための取り組みが必要です。

図5 審議会などにおける女性登用率



出典：男女共同参画推進室調査

◆ ワーク・ライフ・バランスの推進と雇用の場における男女の均等な機会の確保

国は成長戦略の柱の一つに「女性の活躍推進」を掲げ、男性中心の労働慣行を変革することにより、女性が職業生活の分野で一層活躍することとともに、男性の家事・育児や地域活動への参加を推進しています。

本市は、全国と比べると三世帯世帯の割合が高いこともありM字カーブの底が浅く、女性の労働力率が高いことから、ワーク・ライフ・バランスの普及と男女がともに仕事と家庭の両立がしやすい環境づくりを推進してきました。(図6, 7)

市民意識調査では、女性の生き方・働き方の理想について「結婚し、出産後も仕事を続ける」と考える人が増加し、これまで多数であった「出産を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事に就く」を上回りました。(図8) また、男性が女性とともに家事・子育て等に参加していくために必要なこととして「労働時間の短縮や休暇

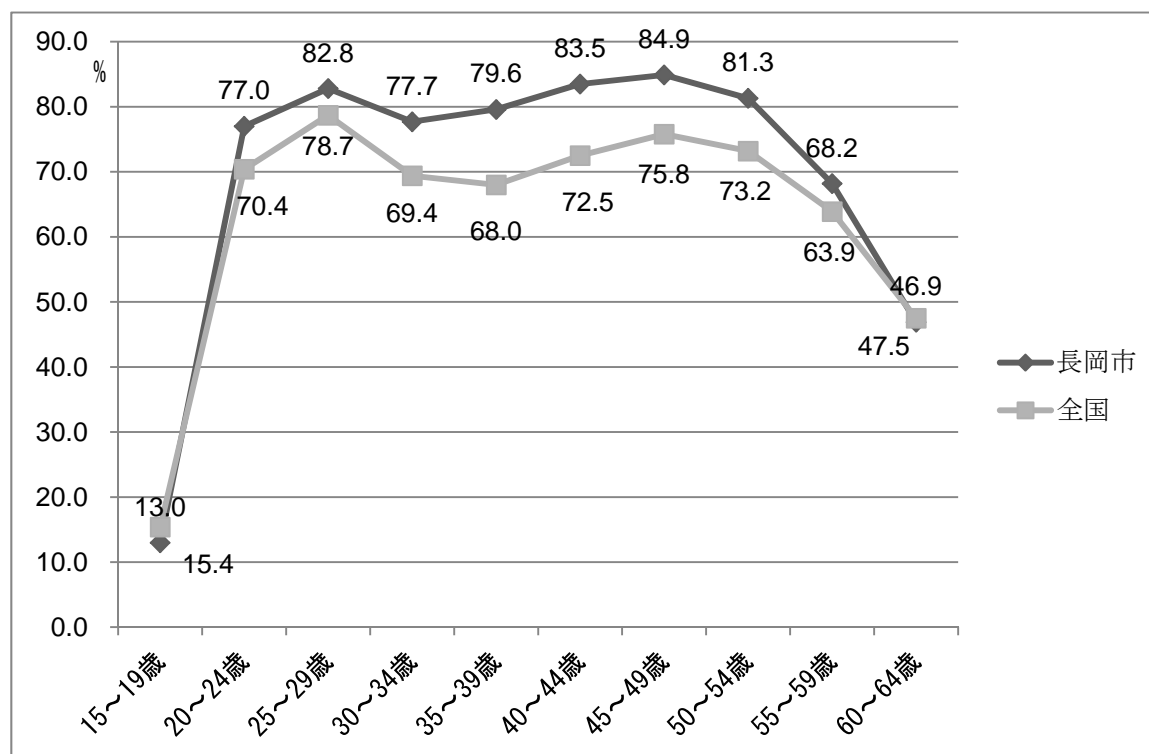
制度を普及させること」を挙げた人が50%を超え、長時間労働をはじめとするこれまでの労働慣行を変革し、仕事と家庭の両立を支援する施策がこれまで以上に重要になっています。(図9)

また、男女共同参画社会実現のため本市が力を入れていくべきこととして、「子育て中であっても仕事が続けられるよう、保育の施設・サービスを充実する」が72.6%と最も多く、次いで「介護中であっても仕事が続けられるよう、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する」が60.8%でした。(図10)

このため、企業の実情を踏まえた上で関係機関と連携した各種制度の周知を行うとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりや企業の働き方の見直しへの取り組みに対する支援等を継続することが必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの理念の啓発や、多様化する働き方に対応した子育てや介護に関する支援体制をさらに充実していくことが重要な課題となっています。

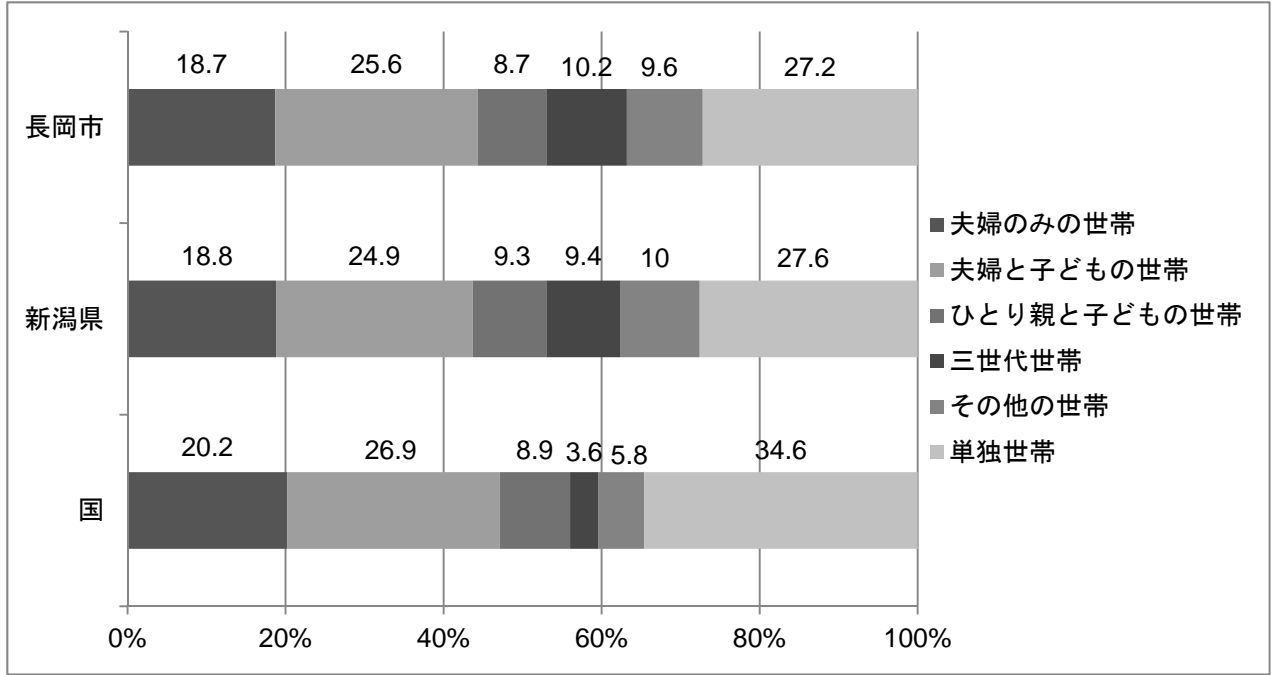
図6 M字カーブ（年齢5歳階級別女性労働力率）



出典：平成22年度国勢調査

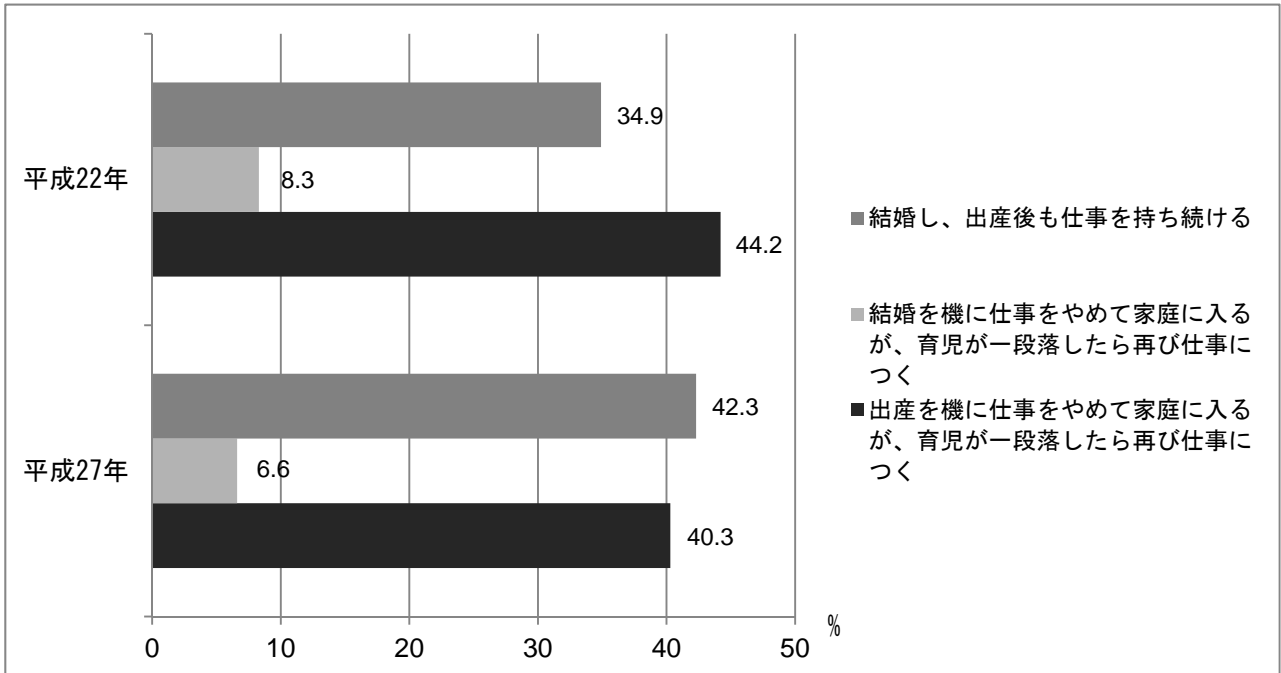
※M字カーブ・・・女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落して再び就職するため、30歳代を谷として20歳代と40歳代が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。

図7 世帯構造別世帯数の割合（国、新潟県、長岡市）



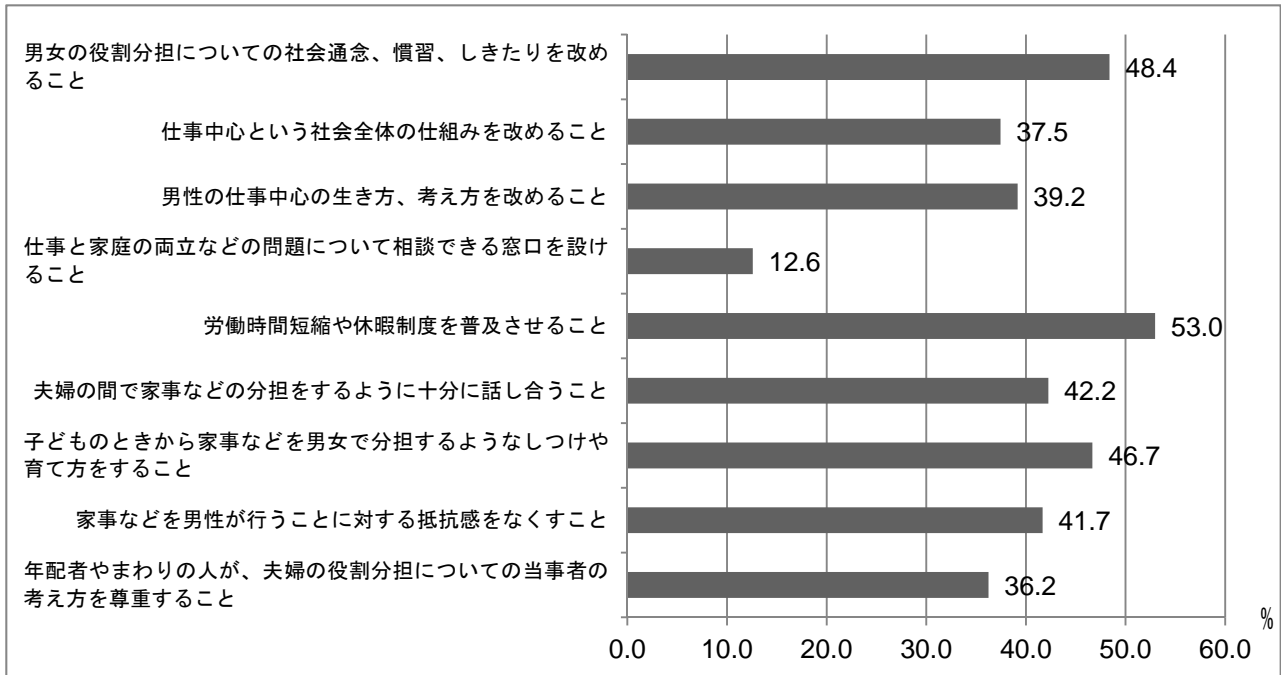
出典：平成27年度国勢調査

図8 女性の生き方・働き方の理想



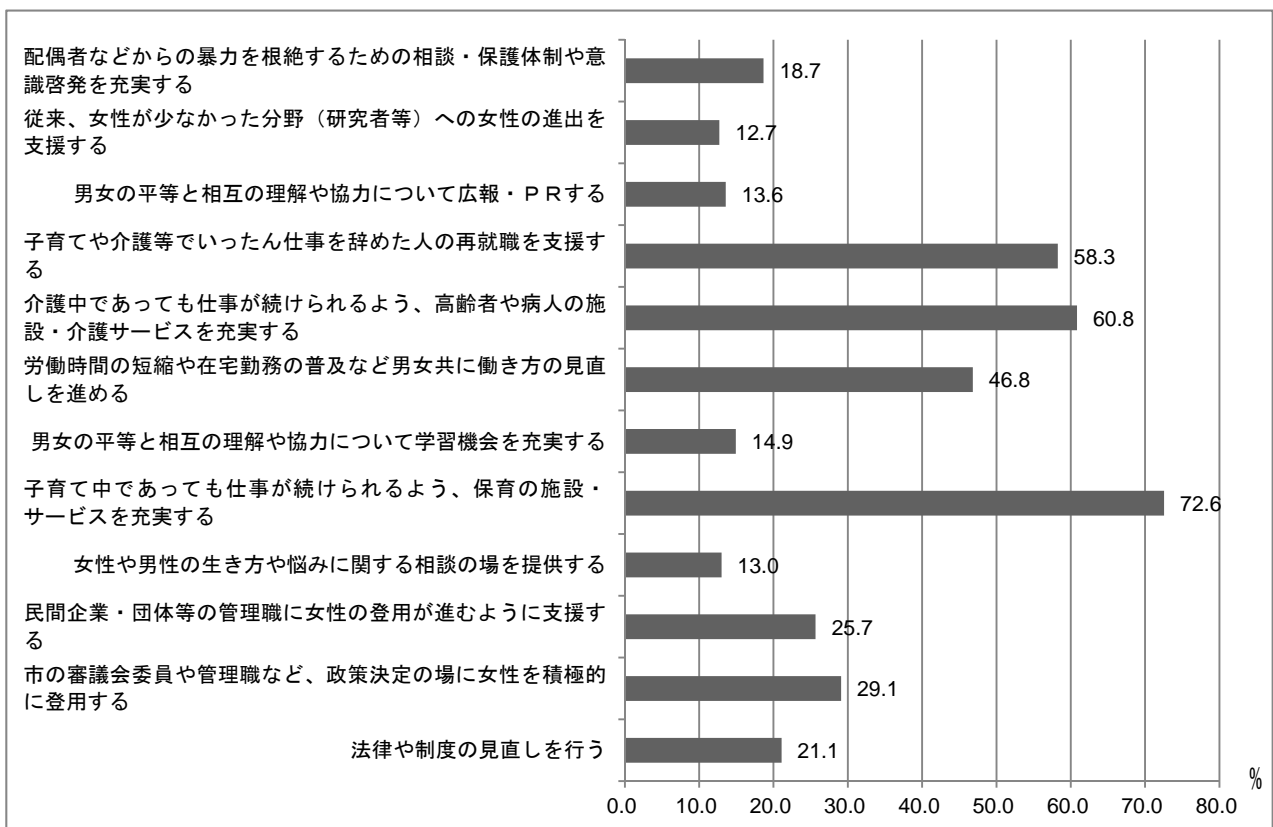
出典：男女共同参画に関する市民意識調査

図9 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（複数回答）



出典：平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図10 男女共同参画社会に関する市への要望（複数回答）



出典：平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査

◆ 配偶者などからの暴力の根絶

DVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない課題です。

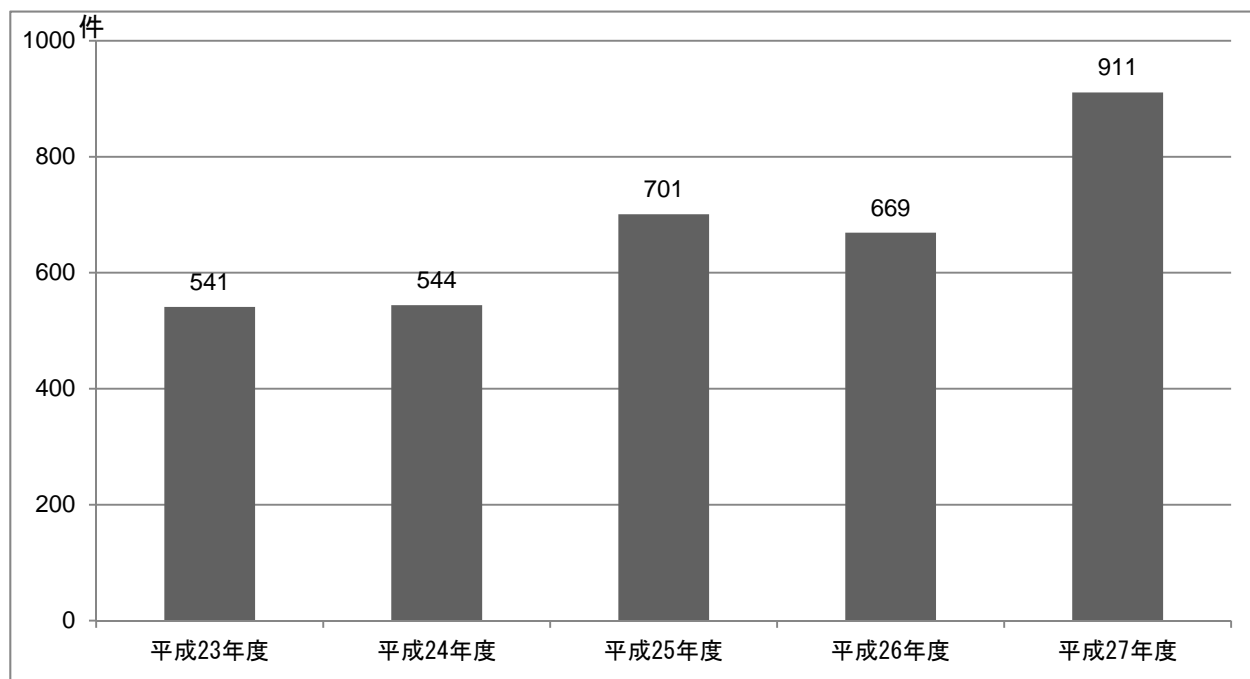
市民意識調査では、身体的暴力は9.2%、精神的暴力は15.0%の人が受けた経験があると回答しています。

DVについての認知度が高まっていることや配偶者暴力相談支援センターの開設で相談しやすい体制が整備されたことにより、本市におけるDV相談件数は、平成23年度延べ541件から平成27年度延べ911件と大きく増加しました。(図11～13)

相談件数の増加とともに相談内容は複雑・深刻化していることから、意識啓発はもとより、関係機関や民間支援団体と連携しながら、相談体制の充実を図り、保護から自立支援まできめ細かな支援が必要です。

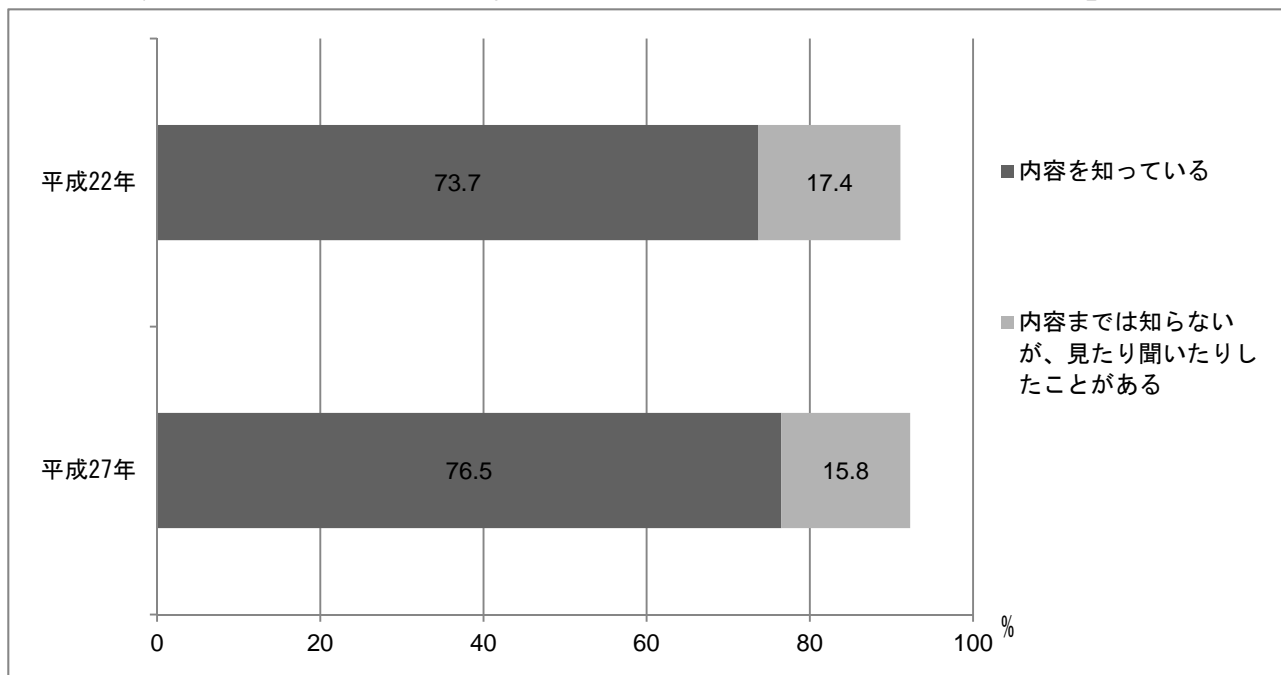
また、交際している相手から受ける暴力、いわゆるデートDVの防止など、中学生や高校生の若年層を対象とした未然防止のための啓発が喫緊の課題となっています。

図11 DV相談件数の推移



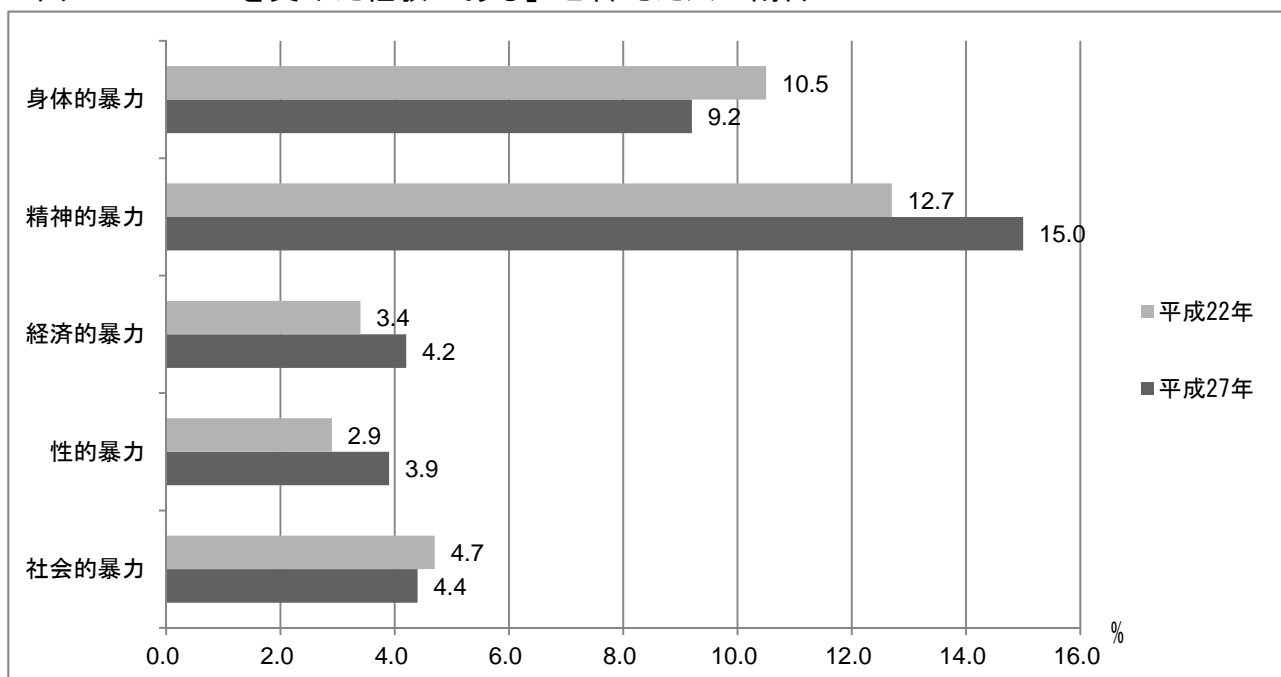
出典：男女共同参画推進室調査

図 12 男女共同参画に関する用語の認知度「DV（配偶者等からの暴力）」



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

図 13 「DVを受けた経験がある」と答えた人の割合



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

2 基本的な考え方

(1) 策定の目的

この2次基本計画は、男女共同参画社会の形成をめざして、条例に基づいて男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

1次基本計画策定後10年余りが経過し、社会経済情勢も大きく変化していることから、1次基本計画を改定し、今後取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするものです。

(2) めざすまちづくりと基本理念

この計画では、1次基本計画の基本理念「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」は「めざすまちづくり」として引き継ぎ、基本理念は、条例第3条に基づく下記7項目とします。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること
- ② 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること
- ③ 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること
- ④ 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること
- ⑤ 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- ⑥ 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること
- ⑦ 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること

(3) 計画の期間

平成24年4月から平成34年3月までの10年間とし、平成24年度から28年度を前期計画、29年度から33年度を後期計画とします。

なお、計画の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化、男女を取巻く環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

この計画書は、前期5年間の実績や社会情勢の変化等を勘案し改訂を行ったもので、事業は、基本計画の中で平成29年度から33年度までの5年間に取り組むもので構成しています。

(4) 計画の位置づけ

- ① この計画は、条例第 10 条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村の基本的な計画です。
- ② この計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定します。
- ③ この計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定します。
- ④ この計画は、本市の総合計画である「長岡市総合計画」の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」、「長岡市子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「生涯学習推進計画」、「第 2 次ながおかヘルシープラン 21」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。
- ⑤ この計画は、国の第 4 次男女共同参画基本計画及び新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例、第 3 次新潟県男女共同参画計画を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して策定しました。

(5) 計画の目標

この計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の 4 つの基本目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。

とりわけ本市は、女性の就業率が高く、働き方も多様化しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を取って暮らしたいと考えている人が多いという特徴があります。また、DVは基本的人権の侵害であり、依然として深刻な問題であり、本市においても相談件数が増加するとともに、その相談内容が複雑かつ深刻化しています。

よって、1 次基本計画の体系の見直しを図り、2 次基本計画においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及」と「DVの根絶」に重点的に取り組むこととしました。

- | | |
|--------|--|
| 基本目標 1 | 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する |
| 基本目標 2 | あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る
【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】
（基本目標 1・2 の一部（主要施策（4）（5）（8）（9）（10）（11）（13）（14）） |
| 基本目標 3 | 配偶者などからの暴力を根絶する
【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】 |
| 基本目標 4 | 男女共同参画の推進体制を充実する |

(6) 計画の体系

めざすまちづくり	基本目標	推進方向	主要施策
男女平等と共同参画をめざしたまちづくり	I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	1 男女平等の意識啓発 2 男女平等教育の推進 3 政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進 4 男女の生涯を通じた健康支援 5 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 (2) 学校などにおける男女平等教育の推進 (3) 審議会などへの女性の参画推進 (4) 企業・団体などでの女性の参画推進 (5) 農林水産業・商工業の分野での女性の参画推進 (6) 防災活動への女性の参画推進 (7) 男女の生涯を通じた健康支援 (8) 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
	II あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る	6 働く場における男女共同参画の推進 7 家庭における男女共同参画の推進 8 地域における男女共同参画の推進 9 多様な生き方への支援	(9) 市民・事業者への広報・啓発 (10) 働きやすい職場環境づくり (11) 女性の就業支援 (12) 地域・社会活動での男女共同参画推進 (13) 子育て支援体制の整備・充実 (14) 介護支援体制の整備・充実
	III 配偶者などからの暴力を根絶する 【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	10 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援	(15) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (16) 相談・保護体制の充実 (17) 自立のための支援の充実 (18) 関係機関や民間支援団体との連携強化
	IV 男女共同参画の推進体制を充実する	11 市民協働の確立	(19) 庁内推進体制の充実 (20) 市民との連携・協働 (21) 国・県などとの連携・協働
	【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】		

第2部 計画の各論

基本目標 1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別で役割を固定的に捉える意識は、徐々に解消されてきているものの、いまだに根強く残っています。また、家庭や職場など社会の様々な分野で男性が優遇されていると感じる人が多くいることから、社会制度や慣行の見直しをはじめ、子どもからの男女平等教育、方針決定の場への女性の参画を推進することが重要です。

このため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるように、意識啓発や男女平等教育、あらゆる分野の意思決定の場への女性の参画の促進、生涯にわたる健康支援など社会環境の整備に取り組みます。

また、近年、社会的な関心が高まっている性的指向及び性同一性障害等により困難を抱えている人に対する理解を促進し、このような方々の人権に十分配慮して事業を実施します。

※性的指向・・・恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある）

※性同一性障害・・・性自認（自分がどの性別であるかの認識）と生物学的な性別が一致していないことにより違和感を持っている状態をいう。

【推進方向 1】 男女平等の意識啓発

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」と性別で役割を固定的に捉えることに否定的な意識を持つ人の割合が国や県の調査と比べて高い一方、「社会通念やしきたり・慣習」において、約8割の人が「男性が優遇されている」と感じているなど、男女共同参画社会を実現する上で、様々な場面で支障が生じているといえます。（11 ページ図 4）

このため、あらゆる機会を通じて、男女平等の意識啓発を行うとともに、男女がともに多様な生き方を選択できるように、制度や慣行の見直しを行っていきます。

【推進方向 2】 男女平等教育の推進

男女平等の意識向上と男女共同参画社会を実現するためには、子どもからの男女平等教育が重要です。

次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、子ども自身が自ら判断力を身につけ、自立・自律ができるよう男女平等教育を推進します。

また、幼児教育や学校教育などの教育関係者に対する研修の充実を図ります。

【推進方向 3】 政策・方針、意思決定の場への女性参画推進

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な視点や考え方が反映されることが重要であり、国では「2020年までに30%

程度」の目標を掲げています。

本市の審議会などにおける女性委員の割合は、平成 27 年に初めて目標の 30%に到達しました。女性の委員がいない審議会の数が減少するなど、全体としては徐々に女性委員の登用が進んでいる状況です。今後も条例及び「審議会などへの女性登用推進のための指針」の周知徹底を図り、登用率 30%以上を維持し、さらに女性の登用が進むよう取り組みを推進します。

さらに行政だけでなく、企業や民間団体、農林水産業・商工業の分野、地域社会・防災の分野などにおいても男女共同参画を推進し、指導的立場への女性の参画を促進していく働きかけを行います。

【推進方向 4】 男女の生涯を通じた健康支援

男女がともに生涯を通じて健康を維持・増進するためには、自分の身体や健康について自ら判断し、決定できることが大切であり、それをお互いに尊重することが重要です。

特に女性は、妊娠・出産という重要な役割を担っていることから、女性の心身の健康に配慮しつつ、男女が責任を認識・共有していくことが必要です。

このため、思春期相談の充実や、性と生殖に関する健康・権利の視点から、人生の各段階に応じた心身の健康についての情報提供や学習機会の提供、妊娠・出産期における健康支援など、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。

【推進方向 5】 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用者の増加や単身世帯・ひとり親世帯が増加している中で、貧困等による生活困窮者は幅広い層へ広がりを見せており、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められるようになってきています。

このため、男女共同参画の視点に立ち、貧困等により困難を抱えた人々に対する支援を充実し、誰もが安心して暮らせる環境を整備していきます。

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
啓 発 ① 社会 制度 ・ 慣 行 の 見 直 し と 意 識	01	広報の手引きの修正と活用	SNSを活用した情報発信など、社会情勢の変化に対応した見直しや活用を進めます。	広報課 市民活動推進課
	02	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	市民活動推進課
	03	男女平等推進センター「ウィルながおか」での意識啓発事業	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、各種講座を開催し、広く市民への意識啓発を行います。	市民活動推進課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課	
啓発 行の 見直し と意識	① 社会制度 ・慣	04	家庭教育・地域人材教育活動事業	性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる場として、家庭教育では、家庭の教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	中央公民館 青少年育成課
		② 学校などにおける 男女平等教育の 推進	05	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で男女共同参画学習を行います。
06	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画に関する研修		校内研修などで小・中学校の男女共同参画に関する意識啓発を行います。	学校教育課	
07	幼児への男女共同参画教育		幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	保育課	
08	幼稚園・保育園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発		保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持った行事などの企画、運営に配慮します。	保育課	
③ 審議会などへの 女性の参画 推進	09	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	市民活動推進課	
	10	女性職員の管理職登用の推進	研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	人事課	
	11	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民窓口サービス課	
	12	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課	
	13	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	危機管理防災本部	
	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課	

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
推進 ④ 企業・団体などでの女性の参画	15	男女の均等な機会と待遇の確保【女性活躍】	男女が共にやりがいを持って、能力に応じた働き方ができるようになるため、雇用主や労働者に対し意識啓発などの取り組みを行います。	産業政策課
	16	女性活躍推進事業【女性活躍】	雇用主や労働者に対し、女性登用の必要性や男女が共に育児・介護など家庭生活に参画すること、そのための働きやすい環境づくりについて意識啓発などの取り組みを行います。	産業政策課 市民活動推進課
野での女性の参画推進 ⑤ 農林水産業・商工業の分	17	生き生き農らいふ支援事業【女性活躍】	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農水産政策課
	18	家族経営協定の締結促進【女性活躍】	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課
⑥ 防災活動への女性の参画推進	19	地域の防災訓練の充実	地域が実施する男女共同参画の視点を取り入れた訓練を支援し、地域の防災力向上を図ります。	危機管理防災本部
	20	女性のための防災講座の実施	女性の視点に立った災害時に必要な備えや知識を身につけるとともに、主体的に行動出来る人材の育成を図ります。	市民活動推進課
	21	女性消防団員の育成	女性消防団員を積極的に採用するとともに訓練や研修の受講等を通じて資質向上を図ります。	消防本部総務課
⑦ 男女の生涯を通じた健康支援	22	ながおかヘルシープラン21 推進事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。 「からだ」「こころ」「地域」での取組は、健康寿命の延伸に繋がることを目指しています。	健康課

※事業名に【女性活躍】と付してある事業は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に該当する事業

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
⑦ 男女の生涯を通じた健康支援	23	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課
	24	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した妊婦に産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。	子ども家庭課
	25	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	青少年育成課
	26	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年などへの指導・助言を行います。	青少年育成課
	27	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業（運動機能向上事業や認知症予防事業など）を行います。	長寿はつらつ課
⑧ 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	28	ひとり親家庭への支援 【女性活躍】	母子家庭・父子家庭における経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び自立支援教育訓練給付事業を行います。	生活支援課
	29	自立支援策の充実 【女性活躍】	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課
	30	生活困窮者自立相談支援事業【女性活躍】	自立相談支援機関において、多様な問題を抱える生活困窮者に対し、課題の把握と相談援助を行い、関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を図ります。	生活支援課
	31	生活困窮者学習支援事業【女性活躍】	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、委託事業所において学習の機会を提供し、貧困連鎖の防止を図ります。	生活支援課

※事業名に【女性活躍】と付してある事業については、25 ページを参照

基本目標 2 あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る

仕事と家庭生活、地域生活等と調和の取れた生活、ワーク・ライフ・バランスを尊重するという考え方は、男女共同参画社会の形成にはとても重要です。

男女がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、子育て期、中高年期などの人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、実現できるようにワーク・ライフ・バランスの普及を図ります。

【推進方向 6】 働く場における男女共同参画の推進

これまでの労働慣行を見直し、男女がともに意欲と能力に応じた働き方を選択し、子育てや介護の家庭生活を営めるような雇用・労働環境の整備をしていくには事業者の理解が何よりも重要です。

特に、雇用主の意識が重要であるため、ワーク・ライフ・バランスの必要性を理解してもらうための働きかけなど、男性の家事・育児への参加や女性が継続して働き続けることができる環境づくりを支援します。

【推進方向 7】 家庭における男女共同参画の推進

一人ひとりが持っている個性と能力を十分に発揮し健康で豊かに暮らしていくためには、お互いに話し合い、ともに働き、ともに家庭の役割を担うことが必要です。

しかし、男性も家事や育児を行いたいと思いつながら、労働時間が長いなどの理由から女性が家事や育児・介護のほとんどを担っている状況です。このことが、女性が希望の就業形態で働くことを困難にしているほか、子育て家庭では育児ストレスの増大や児童虐待の要因にもなっています。

女性が継続して働き続けられる環境づくりを支援するとともに、男性が地域活動や家族の一員としての役割を女性とともに担えるように意識啓発に取り組みます。

【推進方向 8】 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画の施策を推進するためには、最も身近な地域における啓発活動が重要です。

普段の地域活動の多くを女性が担っている状況がある一方、団体の代表は男性が多いという状況があり、地域における女性の参画は進んでいません。

男女共同参画の視点を持つことで地域の女性が活躍し、様々な活動ができる環境整備のための取り組みを支援します。

【推進方向 9】 多様な生き方への支援

共働き世帯が全体の半数を超えている中で、男性の多くは長時間労働のため、家事・育児などに関わる時間が短く、女性の多くが家事・育児などの役割を担い、結婚や出産などを機に就業を中断する人が多い状況です。

社会全体で子育てや介護を支援するなど、仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に継続して取り組みます。

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
報 ・ 啓 発 ⑨ 市民 ・ 事 業 者 へ の 広	32	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の情報提供【女性活躍】	ワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するため、企業経営者や市民向けの意識啓発事業を実施します。	市民活動推進課 産業政策課
	33	ワーク・ライフ・バランス普及の意識醸成【女性活躍】	事業者や市民、行政が一体となってワーク・ライフ・バランスの普及に向け取り組むための体制整備を検討します。	市民活動推進課
⑩ 働きやすい職場環境づくり	34	働きやすい職場環境推進事業【女性活躍】	働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアルの作成やワーク・ライフ・バランスの導入、ハラスメント防止など各種セミナーの開催、ワーク・ライフ・バランス相談員の派遣など、企業の働きやすい職場環境づくりを支援します。	産業政策課 工業振興課
	35	ハッピー・パートナー企業登録促進【女性活躍】	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。 また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	市民活動推進課 産業政策課 契約検査課
	36	男女の介護・育児と仕事の両立の支援【女性活躍】	男女が介護や育児などの家庭生活を担いながら、やりがいを持って働き続けられるよう、雇用主や労働者へ制度の周知や意識啓発などの取り組みを行います。	産業政策課
	37	相談機能の充実【女性活躍】	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係など仕事や職場の悩みについて相談できる体制を充実します。	市民活動推進課
業 支 援 ⑪ 女性 の 就	38	再就職準備セミナー【女性活躍】	ハローワーク等と連携し、子育てなどで職を離れた方を対象に、再就職準備セミナーを実施します。	市民活動推進課

※事業名に【女性活躍】と付してある事業については、25 ページを参照

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
↑② 地域・社会活動での男女共同参画推進	39	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、コミュニティセンターでの男女共同参画関連事業を実施します。	市民活動推進課
	40	まちなかキャンパス長岡管理・運営事業	市内3大学1高専との協働により、多様化、高度化する市民の学びのニーズに応じた講座や事業を実施します。その中で、保育サービスなど、男女がともに参加しやすい学びの場の提供に努めます。	市民協働課
	41	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課
↑③ 子育て支援体制の整備・充実	42	職員の育児・家事参加に関する意識啓発 【女性活躍】	2つの特定事業主行動計画に基づき、男女を問わず全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進するとともに、育児に関する休暇等の取得促進を図ります。	人事課
	43	ファミリー・サポート・センター事業 【女性活躍】	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども家庭課
	44	こんにちは赤ちゃん訪問 【女性活躍】	未熟児・新生児訪問含む、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課
	45	ブックスタート事業 【女性活躍】	絵本の読み聞かせを通じた親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。	子ども家庭課
46	子育て家庭からの相談に対する支援の充実 【女性活躍】	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。家庭児童相談室における電話・来所及び訪問による相談対応のほか、相談員が各地域の子育ての駅や子育て支援センターなどに出向いて気軽に参加できる相談会等を行います。	子ども家庭課	

※事業名に【女性活躍】と付してある事業については、25ページを参照

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
↑3) 子育て支援体制の整備・充実	47	子育ての駅の運営 【女性活躍】	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	子ども家庭課
	48	親の子育て力をつける 親育ち事業 【女性活躍】	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。	子ども家庭課
	49	児童クラブの充実 【女性活躍】	児童の健全な育成と放課後の安心・安全な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	青少年育成課
	50	母子保健推進員活動 【女性活躍】	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催やままのまカフェ、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援します。	子ども家庭課
	51	保育園における育児相談窓口の充実 【女性活躍】	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課
	52	多様なニーズに応じた 保育の実施 【女性活躍】	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課
整備・充実 ↑4) 介護支援体制の	53	高齢者や介護者の相談窓口の運営 【女性活躍】	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応します。	長寿はつらつ課
	54	在宅介護者への支援の 充実【女性活躍】	在宅介護者の介護技術向上のための研修会や交流会を開催します。	長寿はつらつ課

※事業名に【女性活躍】と付してある事業については、25 ページを参照

基本目標 3 配偶者などからの暴力を根絶する

【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】

DVは、重大な人権侵害であり、配偶者などからの暴力の被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成して行く上で、克服すべき重要な課題です。DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などが含まれ、親の暴力的な関係を子どもに見聞きさせることは、子どもへの虐待です。また、家庭や個人の問題として被害が表面に出にくい問題です。

広報・啓発活動により、「配偶者暴力相談支援センター」やウィルながおか相談室などに寄せられたDVの相談件数が、年々増加しています。市民意識調査では90%を超える人がDVという言葉を知っており、本計画の指標に掲げているDV相談窓口を知らない人の割合は、11.7%と目標の10%に近づいています。DVを受けた経験があると答えた人は身体的暴力で約11人に1人、精神的暴力で7人に1人にのぼっています。(17 ページ図 12, 13)

今後も、男女の人権が尊重されるよう相談体制の充実を図り、関係機関や民間支援団体と連携しながら、DV被害者に対し相談から一時保護、自立支援まできめ細やかな支援を行うとともに、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。

【推進方向 10】 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

DVは長年被害を受けていても、DVだと認識できずに苦しんでいる人が多く、さらに子どもを巻き込んでいる危険性が高いなど、深刻な社会問題となっています。

配偶者等からの暴力を防止するため、配偶者暴力相談支援センターを中心に長岡市DV防止ネットワークを構成する関係機関や民間支援団体などと連携してDV被害者が安心して相談できる体制を整備するとともに、被害者の立場や意見を尊重しながら、一時保護から自立まで切れ目のない支援を実施します。

また、DVの早期発見や予防のため、相談窓口の周知や若年層に対する意識啓発等、DV防止の取り組みをはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
↑5 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	55	DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催等により、児童生徒・保護者・教職員に向けた啓発活動などを行います。また、DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを設置し、周知を行います。	市民活動推進課
	56	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	国際交流課 福祉課 長寿はつらつ課
	57	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	学校における教職員の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けての意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課
↑6 相談・保護体制の充実	58	安全・安心な相談窓口の体制整備	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課
	59	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課
	60	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談員に対するケアを図ります。	市民活動推進課
	61	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
①⑥ 相談・保護体制の充実	62	関係機関と連携した相談の実施	<p>外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。</p> <p>また、それぞれの機関で相談に携わる職員がDVや虐待について理解を深めるよう啓発を行います。</p>	<p>国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども家庭課</p>
①⑦ 自立のための支援の充実	63	ひとり親家庭への支援 (No.28の再掲)	<p>母子家庭・父子家庭における経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び自立支援教育訓練給付事業を行います。</p>	生活支援課
	64	自立支援策の充実 (No.29の再掲)	<p>母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。</p>	生活支援課
	65	DV被害者の心身の健康回復支援	<p>DV被害者やその子どもの心身の健康を回復するため、DV被害者支援を行うNPOと連携し、カウンセリングや母子同時並行プログラムを実施します。</p>	市民活動推進課
①⑧ 関係機関や民間支援団体との連携強化	66	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	<p>DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実するとともに、長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応を行います。</p> <p>また、性暴力被害者支援センター等の関係機関と連携し、性暴力等の被害者の相談・支援体制の充実に努めます。</p>	市民活動推進課
	67	DV防止計画推進のための体制づくり	<p>市内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。</p>	市民活動推進課

基本目標 4 男女共同参画の推進体制を充実する

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく、市民、事業者などがそれぞれの立場による自主的な取り組みが不可欠であり、協働して推進していくことが重要です。

ウィルながおかは、条例で男女共同参画の施策を実施し、市民の自主的な活動を支援する拠点として位置づけられています。社会情勢の変化や新たなニーズに対応した施策を実施できるように機能の充実を図り、男女共同参画の推進体制を充実します。

【推進方向 11】 市民協働の確立

2次基本計画の施策を着実に推進するため、関係部局や支所との連携強化を図るなど、庁内推進体制を充実し、総合的かつ効果的に実施します。

また、市民団体や事業者などと協働していくとともに、国や県などの関係機関との連携を図ります。

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
19 庁内推進体制の充実	68	男女共同参画審議会の開催	条例第 25 条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	市民活動推進課
	69	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第 24 条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課
	70	基本計画の進捗管理と公表	条例第 20 条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	市民活動推進課
	71	男女共同参画に関する調査・研究	条例第 19 条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	市民活動推進課
	72	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、政策推進会議を開催します。	市民活動推進課
	73	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	市民活動推進課
	74	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	市民活動推進課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
携 ・ 協 働 ② 〇 市民との連	75	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	市民活動推進課
の 連 携 ・ 協 働 ② ① 国・県など	76	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2次基本計画を推進します。	市民活動推進課

2 指標

No.	指標	計画策定時の値 平成 23 年度	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
1	「社会全体の男女が平等であると思う人」の割合を高める	26.1% 総合計画まちづくりアンケート	15.5% 市民意識調査	30%
2	「政策方針決定への女性の参画」の割合を高める	27.2% 男女平等推進センター調査	29.7% 男女共同参画推進室調査	33%
3	「固定的な性別役割分担意識に否定的な人」の割合を高める	67.6% 市民意識調査	74.9% 市民意識調査	80%
4	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現している人」の割合を高める	9.8% 市民意識調査	7.5% 市民意識調査	15%
5	「DV相談窓口を知らない人」の割合を減らす	14.7% 市民意識調査	11.7% 市民意識調査	8%

※No.3は、性別で役割を固定的にとらえる意識により、男女の生き方を制約する恐れがあるため、固定的な意識に否定的な人を増やすことを指標としました。

※No.5は、DV被害者とその子どもの安全を守るためには、DV相談窓口を知っていることが最も重要であるため、窓口を知らない人を減らすことを指標としました。

参 考 資 料

1	長岡市男女共同参画審議会名簿	・ ・ ・ 38
2	計画の策定経過・改訂経過	・ ・ ・ 39
3	市民意識調査の結果概要	・ ・ ・ 42
4	関連法	
	・ 長岡市男女共同参画社会基本条例	・ ・ ・ 51
	・ (国) 男女共同参画社会基本法	・ ・ ・ 54
	・ (国) 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律	・ ・ ・ 58
	・ (国) 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律	・ ・ ・ 65
5	国内外の動き (年表)	・ ・ ・ 70

1 長岡市男女共同参画審議会名簿

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	青木 仁	新潟日報社長岡支社業務部広告担当部長	
2	石川 伊織	新潟県立大学国際地域学部教授	会 長
3	黒岩 海映	新潟県弁護士会、南魚沼法律事務所	
4	小林 守	連合新潟中越地域協議会事務局長	
5	櫻井 真理	長岡市立栃尾東小学校長	
6	高橋 聡	長岡公共職業安定所上席職業指導官	
7	樋熊 憲子	F & Mながおか市民会議代表	副会長
8	深見 政英	長岡地域商工会連合幹事	
9	福田 和美	J A越後ながおか経営管理委員	
10	本間 千尋	朝日酒造株式会社 広報課 ながおか・若者・しごと機構 若者会議 プロジェクトメンバー	
11	米山 宗久	長岡大学経済経営学部准教授	
12	鷺尾 達雄	株式会社鷺尾 代表取締役	

計 12 名、男性 7 名、女性 5 名 (41.7%)

2 策定経過・改訂経過

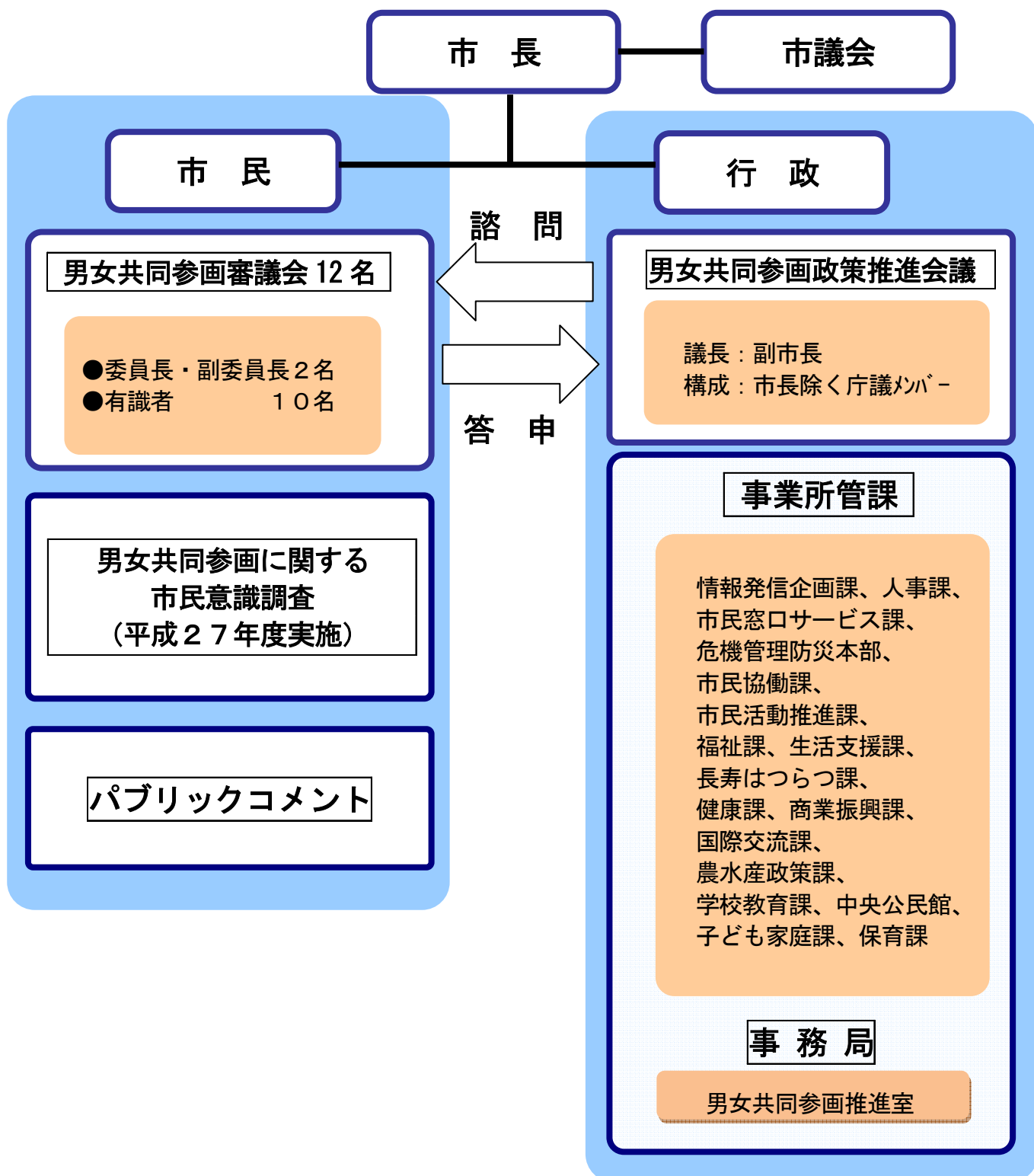
(1) 策定経過

年月日	内容	説明
平成 23 年 4 月 1 日	長岡市男女共同参画社会 基本条例施行	第 10 条に基本計画策定、 第 25 条に審議会設置を規定
8 月 10 日	第 1 回作業部会	1 次基本計画の取り組みと成果、 現状と課題の検討など
8 月 24 日	第 1 回審議会	審議会立上げ、作業部会の報告、 今後の予定など
9 月 28 日	第 2 回作業部会	基本目標（案）ごとのグループで 各々の課題を検討
10 月 28 日	第 3 回作業部会	2 次基本計画の体系（案）の検討
12 月 19 日	第 4 回作業部会	2 次基本計画に掲載する事業の検討
平成 24 年 2 月 8 日	第 5 回作業部会	2 次基本計画（案）の検討
2 月 28 日	男女共同参画政策推進会議	庁内の合意形成
3 月 1 日～ 3 月 16 日	パブリックコメント	市民から広く意見を募集
3 月 29 日	第 2 回審議会	2 次基本計画の決定

(2) 改訂経過

年月日	内容	説明
平成 28 年 7 月 20 日	第 1 回審議会	改訂の概要、推進状況、 市民意識調査の結果など
10 月 6 日	第 2 回審議会	計画の改訂案の検討
12 月 22 日	第 3 回審議会	計画の改訂案の検討
平成 29 年 2 月 15～28 日	パブリック・コメント	市民から広く意見を募集
3 月 15 日	第 4 回審議会	2 次基本計画（改訂版）の決定

(3) 策定体制



3 市民意識調査の結果概要

(1) 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識を把握し、「第2次ながおか男女共同参画基本計画（改訂版）」の策定にあたっての基礎資料とする。

(2) 調査の設計と回収状況

① 調査対象

住民基本台帳により無作為に抽出した市内在住の満20歳以上の男女3,000人
(平成27年4月1日現在)

② 調査方法

調査票をメール便で配布し、郵便で回収

③ 調査期間

平成27年10月20日（火）～11月13日（金）

④ 調査項目

- ・男女共同参画に関する用語の認知度
- ・家庭生活・結婚に対する考え方
- ・男女の地位の平等
- ・政策・方針決定過程への女性の参画
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ・女性の生き方・働き方
- ・DV（配偶者等からの暴力）
- ・妊娠、出産などへの女性の意思の尊重
- ・メディアにおける性・暴力表現
- ・男女共同参画社会に関する市への要望
- ・対象者の属性（性別・年齢・婚姻状況・職業・居住地域）

⑤ 回収結果

有効回収数 1,399票

有効回収率 46.6%

⑥ 調査実施主体と実施機関

実施主体：長岡市市民協働部市民活動推進課 男女共同参画推進室

実施機関：長岡大学地域連携研究センター

報告書執筆 准教授 米山 宗久

報告書検収 講師 橋長 真紀子

長岡市男女共同参画に関する意識調査

日頃から、市政にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

長岡市では、「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」を推進するため、「第2次ながおか男女共同参画基本計画」を平成24年に策定し、様々な施策に取り組んでいます。

このたび、男女共同参画に関する施策をより効果的に推進していくために、住民基本台帳から20歳以上の市民の方3,000人を無作為に抽出させていただき、市民意識調査を行うことといたしました。

調査は無記名のうえ、その結果については統計的に処理いたしますので、回答いただいた方にご迷惑をおかけすることはございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお本調査は、「長岡大学地域連携研究センター」に事務の委託をしますが、「長岡市個人情報保護条例」に基づき適切に行いますので、安心してご回答ください。

平成27年10月

長岡市長 森 民 夫

ご記入にあたってのお願い

- 1 この調査は個人を対象としていますので、封筒の宛名のご本人がお答えください。
- 2 ご記入は、黒または青の筆記用具でお願いします。
- 3 回答は、あてはまるものの番号を○で囲んでください。
- 4 「その他（ ）」にあてはまる場合は、その具体的な内容を（ ）内にご記入ください。

調査票のご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、無記名のまま、

11月13日（金）までに投函してください。（切手は不要です。）

【調査についてのお問い合わせ先】

長岡大学 地域連携研究センター

〒940-0828 長岡市御山町 80-8

電話：0258-39-1600 FAX：0258-39-9566

◆男女共同参画に関する用語についておたずねします。

問1 あなたは、(1)～(5)の言葉について、これまでに見たり聞いたりしたことがありますか。
次のうち、最も近いものを選んでください。(それぞれに○は1つ)

	内容を知っている	内容までは知らないが、見たり聞いたりしたことはある	ない 見たり聞いたりしたことはない	不明・無回答
(1) 男女共同参画社会	1 13.8	2 43.0	3 40.8	2.4
(2) 長岡市男女共同参画社会基本条例	1 2.1	2 21.4	3 73.9	2.6
(3) DV (配偶者等からの暴力)	1 76.5	2 15.8	3 5.6	2.1
(4) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	1 24.2	2 39.2	3 34.0	2.6
(5) 男女平等推進センター「ウィルながおか」	1 5.9	2 38.4	3 53.0	2.8

◆家庭生活・結婚に対する考え方についておたずねします。

問2 次の(1)～(5)までの意見について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。
(それぞれに○は1つ)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない	不明・無回答
(1) 結婚は個人の自由であり、結婚しなくてもどちらでもよい	1 39.5	2 28.8	3 20.2	4 9.6	1.9
(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1 2.1	2 20.7	3 27.9	4 47.0	2.2
(3) 結婚しても、必ずしも子どもを持たなくてもよい	1 24.1	2 25.2	3 30.7	4 17.6	2.5
(4) 結婚しても、相手に満足できないときは離婚すればよい	1 14.7	2 31.7	3 35.6	4 15.7	2.4
(5) 今の社会では、離婚すると女性の方が不利である	1 25.6	2 35.4	3 17.9	4 18.7	2.5

◆男女の地位の平等についておたずねします

問3 あなたは、次の分野で、また、社会全体でみた場合に男女の地位は平等になっていると思いますか。
次のうち、最も近いものを選んでください。(それぞれに○は1つ)

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかというと男性が優遇されている	平等になっている	どちらかというと女性が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	不明・無回答
(1) 家庭では	1 8.2	2 51.0	3 29.3	4 7.8	5 1.5	2.2
(2) 職場では	1 17.2	2 54.6	3 17.9	4 5.7	5 1.2	3.4
(3) 学校や教育の場では	1 2.1	2 21.6	3 67.9	4 3.6	5 0.4	4.4
(4) 政治や経済の場では	1 28.6	2 54.9	3 11.0	4 1.7	5 0.5	3.3
(5) 社会通念やしきたり・慣習では	1 22.9	2 57.9	3 12.7	4 2.9	5 0.7	2.9
(6) 法律や制度では	1 7.2	2 38.9	3 42.8	4 6.7	5 1.1	3.3
(7) 自治会など地域活動の場では	1 8.8	2 45.4	3 35.4	4 6.8	5 0.6	3.0
(8) 社会全体では	1 10.7	2 66.2	3 15.5	4 4.4	5 0.6	2.6

◆政策・方針決定過程への女性の参画についておたずねします。

問4 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やす時に障害となるものは何だと思いますか。(○はいくつでも)

1 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	31.9
2 女性自身がリーダーになることを希望しないこと	32.0
3 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと	38.8
4 長時間労働の改善が十分ではないこと	50.5
5 企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること	32.7
6 保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと	69.3
7 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと	63.0
8 その他	2.8
9 特になし	2.8

◆仕事と生活の調和についておたずねします。

問5 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」について、次のうち、あなたの希望に最も近いものを選んでください。(○は1つ)

1 「仕事」を優先したい	3.4
2 「家庭生活」を優先したい	16.4
3 「地域・個人の生活」を優先したい	3.2
4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	35.9
5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	4.0
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	12.8
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	22.5
不明・無回答	1.9

問6 それでは、次のうち、あなたの現実（現状）に最も近いものを選んでください。(○は1つ)

1 「仕事」を優先している	26.8
2 「家庭生活」を優先している	22.7
3 「地域・個人の生活」を優先している	4.3
4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	23.7
5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	4.6
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	9.4
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	7.5
不明・無回答	1.0

問7 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次のうち、あてはまるものを全て選んでください。(○はいくつでも)

1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	48.4
2 仕事中心という社会全体の仕組みを改めること	37.5
3 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	39.2
4 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること	12.6
5 労働時間短縮や休暇制度を普及させること	53.0
6 夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと	42.2
7 子どものときから家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること	46.7
8 家事などを男性が行うことに対する抵抗感をなくすこと	41.7
9 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担についての当事者の考え方を尊重すること	36.2
10 その他	1.7

◆女性の生き方・働き方についておたずねします。

男性はあなたのパートナー（イメージでもかまいません）についてお答えください。

問8 女性は次のどの生き方・働き方をするのが理想だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つ）

1	結婚はせず、仕事を持ち続ける	0.5
2	結婚はするが、出産はせず、仕事を持ち続ける	0.6
3	結婚し、出産後も仕事を持ち続ける	42.3
4	結婚を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事につく	6.6
5	出産を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事につく	40.3
6	結婚を機に仕事をやめて家庭に入る	1.5
7	出産を機に仕事をやめて家庭に入る	2.1
8	仕事につかないで結婚する	0.3
9	その他	2.6
	不明・無回答	3.1

◆DV（配偶者等からの暴力）についておたずねします。

問9 あなたは、配偶者や恋人などから暴力を受けた場合の相談窓口として、どのようなところを知っていますか。次のうち、知っているものを全て選んでください。（○はいくつでも）

1	長岡市男女平等推進センター「ウィルながおか相談室」	14.8
2	長岡市配偶者暴力相談支援センター	7.1
3	長岡市社会福祉協議会「ふれあい福祉総合相談所」	7.8
4	NPO法人 女のスペース・ながおか	6.6
5	新潟地方法務局長岡支局「人権相談室」	10.0
6	警察	78.2
7	新潟県女性福祉相談所（配偶者暴力相談支援センター）	6.3
8	その他	1.4
9	どこも知らない	11.7

問10 あなたは、配偶者や恋人などから、次の（１）～（５）のような暴力を受けたことがありますか。
（それぞれに○は１つ）

	ある	ない	わからない	不明・無回答
（１）身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）	1 9.2	2 84.9	3 2.2	3.6
（２）精神的暴力（おどす、無視するなど）	1 15.0	2 77.8	3 3.0	4.2
（３）経済的暴力（生活費を渡さないなど）	1 4.2	2 88.4	3 2.2	5.1
（４）性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しないなど）	1 3.9	2 88.3	3 3.1	4.7
（５）社会的暴力（外出や行動を制限する、携帯電話・メールを細かく監視するなど）	1 4.4	2 88.2	3 2.4	5.1

◆妊娠、出産などへの女性の意思の尊重についておたずねします。

問11 あなたは、妊娠や出産、不妊、避妊などにおいて、女性の意思が尊重されるためにどのようなことが大切だと思いますか。次のうち、最も大切だと思うものを選んでください。（○は１つ）

1 配偶者やパートナー間での話し合い	66.4	2 親子間など家庭での話し合い	6.6
3 学校における性や健康に関する教育	12.9	4 性や健康についての相談窓口	1.0
5 講座の開催などによる学習機会の提供	2.4	6 パンフレットなどによる情報提供	1.6
7 その他	0.6	不明・無回答	8.5

◆メディアにおける性・暴力表現についておたずねします。

問12 あなたは、メディア（テレビ、新聞、インターネット、コンピューターゲームなど）における性・暴力表現について、問題があると思いますか。それとも、そうは思いませんか。（○は１つ）

1 そう思う	28.2	2 どちらかといえばそう思う	39.2
3 どちらかといえばそう思わない	17.8	4 そう思わない	12.7
不明・無回答	2.1		

〈1か2に○をつけた方は、次の問にお答えください。〉

問13 それは、どのような点で問題があると思いますか。次のうち、最も問題があると思う点を選んでください。(○は1つ)

1	女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている	13.7
2	社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	30.6
3	女性に対する暴力を助長する	4.1
4	そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている	40.0
5	児童に対する性犯罪を助長する	7.7
6	その他	1.0
	不明・無回答	2.9

◆男女共同参画社会に関する市への要望についておたずねします。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

問14 男女共同参画社会を実現するために、今後、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次のうち、あてはまるものを全て選んでください。(○はいくつでも)

1	法律や制度の見直しを行う	21.1
2	市の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する	29.1
3	民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むように支援する	25.7
4	女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する	13.0
5	子育て中であっても仕事が続けられるよう、保育の施設・サービスを充実する	72.6
6	男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する	14.9
7	労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める	46.8
8	介護中であっても仕事が続けられるよう、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する	60.8
9	子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	58.3
10	男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする	13.6
11	従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する	12.7
12	配偶者などからの暴力を根絶するための相談・保護体制や意識啓発を充実する	18.7
13	その他	2.6
14	特にない	2.4

◆最後に、あなたご自身のことについてお聞かせください。

問15 あなたの性別は。(○は1つ)

1	男性	44.0	2	女性	54.8
	不明・無回答	1.2			

問16 あなたの満年齢は。(○は1つ)

1	20～29歳	9.0	2	30～39歳	14.5	3	40～49歳	17.2
4	50～59歳	20.6	5	60～69歳	27.7	6	70歳以上	9.8
不明・無回答		1.2						

問17 あなたの婚姻状況は。(○は1つ)

1	未婚	18.6	2	結婚している(事実婚を含む)	71.1
3	離別	4.6	4	死別	4.2
不明・無回答		1.5			

問18 あなたの職業は。(○は1つ)

1	勤め人(正規社員・職員)	39.4	2	勤め人(パート、派遣、アルバイトなど非正規社員・職員)	18.2
3	農林漁業	2.0	4	自営業・自由業	8.8
5	専業主婦・主夫	12.9	6	学生	1.4
7	無職	13.9	8	その他	1.6
不明・無回答		1.9			

問19 あなたのお住まいの地域は。(○は1つ)

1	長岡地域(旧長岡市)	69.7	2	中之島地域	3.4	3	越路地域	4.2	4	三島地域	2.9
5	山古志地域	0.3	6	小国地域	2.4	7	和島地域	1.8	8	寺泊地域	3.2
9	栃尾地域	6.3	10	与板地域	2.6	11	川口地域	1.6	不明・無回答		1.7

質問は以上です。この調査ならびに「男女共同参画」についてご意見があれば自由にお書きください。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

4 関連法

(1) 長岡市男女共同参画社会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 推進体制（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第23条）

第4章 苦情処理（第24条）

第5章 男女共同参画審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

我が国では、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、国際社会における取組みとも連動し、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことを盛り込んだ男女共同参画社会基本法を制定するなど男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組みが行われてきた。長岡市においても、ながおか男女共同参画基本計画の策定や男女平等推進センターの設置など男女の平等と共同参画を目指すまちづくりを推進してきた。

しかしながら、今もなお、性別で役割を固定的に捉える意識が残っており、家族内の暴力の問題や、家庭や地域生活での災害時における問題など、社会の様々な分野において、男女共同参画社会を形成する上での多くの課題が残されている。

さらに、少子高齢社会の到来により、家族形態や働き方が多様化し、仕事と家庭との間で問題を抱える人が多くなってきているとともに、人口の減少により地域活力が低下するなどの課題にも直面している。

このため、市、市民、事業者は、それぞれが責務を果たし、みんなでこれらの課題の解決に取り組んでいくことが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会を形成することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等的に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することをいう。
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） やりがいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生

活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

- (3) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会について、男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置をいう。
- (4) 市民 社会を構成する主体としての個人で、市内に居住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動を行うことにより相手方を不快にさせること、又は性的な言動を受けた相手方の対応により当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある者の間で行われる身体や心に対する暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること。
- (3) 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること。
- (4) 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成を市における主要な政策として位置付け、地域の実情を踏まえた総合的な施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連携によって効率的な推進を図り、市民及び事業者との

協働により、これに取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画社会の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるように必要な措置を行うものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることのできる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画社会の形成を阻害する行為を行ってはならない。

(表現上の留意事項)

第8条 何人も、広く市民に情報を提供する場合において、性別を理由とする権利侵害を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 推進体制

(推進体制)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を進めるために必要な財政上の措置を行うとともに、必要な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第25条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

第3章 基本的施策

(教育の分野における施策の推進)

第11条 市は、幼稚園、小学校、中学校その他の学校及び保育園並びにあらゆる教育及び学習の場において、男女共同参画社会の形成及び人権意識の確立に配慮した教育又は保育が行われるよう必要な措置を行うものとする。

(防災の分野における施策の推進)

第12条 市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

(農林水産業及び商工業等の分野における施策の推進)

第13条 市は、農林水産業、商工業等で家族経営的な分野において、経営における男女の役割が適正に評価されるとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会が確保されるよう、環境の整備に努めるものとする。

(雇用の分野における施策の推進)

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(仕事と生活の調和の推進)

第15条 市は、だれもが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第16条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の形成が促進されるよう人材の育成に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の行う人材の育成等の取組みを支援するため、必要な情報及び積極的な学習機会の提供等に努めなければならない。

(市民及び事業者との協働)

第17条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の形成に関する活動を行うに当たり、これらの者との協働に努めるとともに、情報の提供その他必要な取組みを進めるものとする。

(拠点)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するための拠点として、長岡市男女平等推進センターを置く。

(調査及び研究)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行い、その成果の活用を努めるものとする。

(年次報告)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第21条 市は、市民及び事業者の基本理念に対する理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(相談窓口の設置)

第22条 市は、性別を理由とする権利侵害について市民及び事業者からの相談を受けるための窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を行うものとする。

(附属機関等における委員の構成等)

第23条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員及び委員を選任するときは、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市長並びに前項に規定する委員会及び委員は、地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

3 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。)は、性別にとらわれない職域の拡大及び女性の積極的な登用を図るとともに、職員が性別にかかわらず平等に研修を受けることができるよう配慮するものとする。

第4章 苦情処理

(施策に対する苦情への対応)

第24条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成を促進する施策又はこの促進を阻害する施策についての苦情(以下「苦情」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。ただし、次に掲げる事項に該当するものは、この限りでない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 不服申立てを行っている審理中の事案に関する事項
- (3) 地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) もっぱら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 次条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会がすでに判断した事項
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項

2 市長は、前項の規定による苦情の申出があったときは、同項各号のいずれかに該当することが明らかでない場合を除き、次条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、苦情処理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 男女共同参画審議会

(設置等)

第25条 男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関として長岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、市長に対し答申するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的事項及び重要事項

(2) 第10条第1項の規定による基本計画に関する事項

(3) 前条第1項に規定する苦情に関する事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画社会の形成に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)
第百四十五回通常国会
小渕内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号
同十一年一月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議するこ

と。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一二月二日法律第一六〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条―第二十二條)

第五章 雑則 (第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則 (第二十八條の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又は

これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるも

のとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。

第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止

するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者^{しゅう}がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居し

ている子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以

下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。こ

の場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも

取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となつた身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女

性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次

項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合に

ついて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活にお

ける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事

務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項にお

いて「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。))及び第六章(第三十条を除く。))の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。))は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 国内外の動き

年	世界	国	新潟県	長岡市
2001 (H13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・「内閣府男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながおか男女共同参画基本計画」策定 ・ながおか市民センター内に「男女平等推進センター」開設（10月）
2002 (H14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ・県民生活・環境部 男女平等社会推進課に改称 ・男女平等推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設 	
2003 (H15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策」 ・第4回、第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 		
2004 (H16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・7.13 水害発生 ・10.23 中越大震災発生
2005 (H17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」閣僚級会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町と合併
2006 (H18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定 ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定 ・「ハッピー・パートナー（新潟県男女共同参画推進企業）」制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃尾市、寺泊町、与板町、和島村と合併（1月） ・「ながおか男女共同参画基本計画・後期行動計画（アクションプラン）」策定 ・市制施行100周年
2008 (H20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策班、男女平等推進センターが市民協働部市民活動推進課に改組
2009 (H21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画シンボルマーク」決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	

年	世界	国	新潟県	長岡市
2010 (H22年)	・国連「北京+15」記念 会合	・「第3次男女共同参画基本計 画」閣議決定		・川口町と合併（3月） ・「男女共同参画に関する市民 意識調査」実施（9月）
2011 (H23年)	・UN Women正式 発足 ・女子差別撤廃委員会最 終見解に対する日本 政府コメントについ ての同委員会見解(11 月)	・3.11 東日本大震災発生 ・男女共同参画の視点からの 東日本大震災への対応につ いて提言（7月） ・女子差別撤廃委員会最終見 解に対する日本政府コメン ト（8月）		・「長岡市男女共同参画社会基 本条例」施行
2012 (H24年)				・「第2次ながおか男女共同参 画基本計画」策定 ・「男女共同参画推進室」設置
2013 (H25年)		・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女 性の活躍推進」が位置づけ られる	・「第2次新潟県男女共同参 画計画（男女平等推進プ ラン）」策定	
2014 (H26年)		・「日本再興戦略」改訂 2014 に『「女性が輝く社会」の実 現』が掲げられる ・女子差別撤廃条約実施状況 第7回、第8回報告提出		
2015 (H27年)	・国連「北京+20」に向 けた取り組み	・「女性活躍加速のための重点 方針2015」決定 ・「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」制 定 ・「第4次男女共同参画基本計 画」閣議決定	・「新潟県配偶者暴力防止・ 被害者支援基本計画」改 訂	・「男女共同参画に関する市民 意識調査」実施
2016 (H28年)	・第7回、第8回報告に 対する女子差別撤廃 委員会最終見解	・「女性活躍加速のための重点 方針2016」決定 ・女子差別撤廃条約実施状況 第7回、第8回報告審議		・女性活躍推進法に基づく「長 岡市における女性職員の活 躍に関する特定事業主行動 計画」策定 ・「第2次ながおか男女共同参 画基本計画（改訂版）」策定

第2次ながおか男女共同参画基本計画

企画・編集 長岡市市民部市民活動推進課
男女共同参画推進室
新潟県長岡市大手通2-2-6
(ながおか市民センター2階)

電 話 (0258) 39-2746
F A X (0258) 39-2747
Eメール will@city.nagaoka.lg.jp

平成29年3月